

**昭和五十一年通商産業省令第二十六号**

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則

石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、石油備蓄法施行規則を次のように制定する。

**目次**

- 第一章 総則（第一条—第五条）
  - 第二章 石油の備蓄
  - 第三章 災害時石油供給連携計画の届出等（第二十六条の二—第二十六条の九）
  - 第四章 石油輸入業者の登録等
  - 第五章 国家備蓄石油（第三十四条の二）
  - 第六章 助告等（第三十四条の三—第三十四条の五）
  - 第七章 雜則（第三十五条—第四十八条）
  - 附則
- 第一章 総則**
- 第一節 石油輸入業者の登録（第二十七条—第三十一条）**
- 第二節 石油精製業等の届出（第三十二条—第三十四条）**
- 第五章 国家備蓄石油（第三十四条の二）**
- 第六章 助告等（第三十四条の三—第三十四条の五）**
- 第七章 雜則（第三十五条—第四十八条）**
- 附則**
- （用語）**
- 第一条 この省令において使用する用語は、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第十九条）において使用する用語の例による。
- 第二条 法第二条第二項の経済産業省令で定める炭化水素油は、揮発油、灯油（ジェット燃料油を含む）、軽油及び重油とする。
- （特定設備）**
- 第三条 法第二条第四項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 1 日の処理能力（キロリットル） $= 0.019 \times R^2$
- Rは、蒸留塔の、その中心線に垂直な面に属する内径のうち最大のものをセンチメートルで表した数値とする。
- 2 法第二条第四項の石油精製の用に供する設備であつて経済産業省令で定めるものは、石油改質設備及び石油分解設備であつて、次の各号に掲げるもの以外のものとする。
- 一 試験研究用のもの
- 二 改質油の全部が芳香族系炭化水素を抽出するための設備に直結する導管を通じて送油され、その大部分が芳香族系炭化水素として抽出されるもの
- （石油販売業者）
- 第四条 法第二条第六項の経済産業省令で定める規模は、次のとおりとする。
- 一 原油又は指定石油製品の販売を行う事業にあつては、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条の四に規定する指定数量
- 二 石油ガスの販売を行う事業にあつては、使用するタンクの容量が五トン
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該年度の販売予定量又は前年度の販売量のいずれか大きい数量が次に掲げる数量
- イ 原油にあつては、千キロリットル
- ロ 捸発油にあつては、二千四百キロリットル
- ハ 灯油にあつては、六十キロリットル
- ニ 軽油にあつては、千八百キロリットル
- ホ 重油にあつては、百二十キロリットル

ヘ 石油ガスにあつては、三百六十トン

（特定石油販売業者）

第五条 法第二条第七項の経済産業省令で定める石油の年間の販売量は、二百五十万キロリットルとする。

法第二条第七項の経済産業省令で定める密接な関係は、当該石油販売業者が石油精製業者の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額（以下この条において「株式等」という。）を直接又は間接に保有している関係をいう。

前項の場合において、当該石油販売業者が石油精製業者の発行済株式等の百分の五十以上の株式等を直接又は間接に保有しているかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 当該石油販売業者が所有（自己の名義をもつてするものに限る。以下この項において同じ。）する当該石油精製業者の株式等が当該石油精製業者の発行済株式等のうちに占める割合

二 出資関連法人（当該石油精製業者の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。）である法人であつて、その発行済株式等の百分の五十以上の株式等が次に掲げる法人により所有されているものをいう。以下この号において同じ。）が所有する当該石油精製業者の株式等が当該石油精製業者の発行済株式等のうちに占める割合（当該出資関連法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合）

イ 当該石油販売業者

ロ その発行済株式等の百分の五十以上の株式等が次に掲げる法人により所有されている法人

（1）当該石油販売業者

（2）その発行済株式等の百分の五十以上の株式等が当該石油販売業者により所有されている法人

四 前三号に掲げるもののほか、過去前三号のいずれかに該当したものであつて、届出月の前月に保有すべき石油の量が法第五条第一項の規定により算定されているもの

(石油基準備蓄量等の届出)  
第八条 法第五条第一項の規定による届出は、届出月の末日までに、様式第一による届出書を提出してしなければならない。

2 法第五条第一項の経済産業省令で定める事項は、石油精製業者にあつては第一号から第十号までに掲げる事項、特定石油販売業者にあつては第一号から第五号まで及び第八号から第十号までに掲げる事項、石油輸入業者にあつては第一号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに掲げる事項とする。

一 届出月の前月の指定石油製品の生産量（石油精製業者等の委託を受けて製造した指定石油製品の数量を除き、他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 国産原油を原料として届出月の前月中に製造した指定石油製品の数量

ロ 購入した指定石油製品を原料として届出月の前月中に製造した指定石油製品の数量

ハ その工場において燃料用、洗浄用その他これらに準ずる用途に供するため届出月の前月中に消費した指定石油製品の数量

二 届出月の前月中に製造した指定石油製品のうち輸出し、又は輸出することを目的として販売したものとの数量を合計した数量

ホ 届出月の前月中に製造した指定石油製品のうち潤滑油等製造業者に對して潤滑油等の製造のための原料として販売した指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除した数量

ヘ 届出月の前月中に製造した指定石油製品であつて潤滑油等の製造のための原料として使用したものの中のうち製造した潤滑油等の数量に相当する原料として使用したものとの数量及び潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものとの数量に相当する原料として使用したものとの数量

ト 届出月の前月中に製造した指定石油製品のうち石油化学製品（アンモニアを含む。以下同じ。）の製造の事業を行ふ者（以下「石油化学製品製造業者」という。）に対しても石油化学製品の製造のための原料として販売された指定石油製品の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

チ 届出月の前月中に製造した指定石油製品であつて石油化学製品の製造のための原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

リ 届出月の前月中に製造した指定石油製品以外の物品の製造工程において届出月の前月中に副生された指定石油製品の数量（石油、化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量については、当該石油化学製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当するものに限る。）を除く。）

二 特定の石油精製業者から継続的に購入した指定石油製品のうち当該石油精製業者が輸入した数量（以下「特定輸入製品」という。）を届出月の前月中に販売した品種別の数量（第二条に掲げる指定石油製品ごとの数量をいう。以下同じ。）に、特定輸入製品のうち指定石油製品及び脱硫用水素等以外の物品の製造のための原料として届出月の前月中に使用した品種別の数量（当該物品の製造工程において指定石油製品が副生された場合には、当該副生された品種別の数量を控除した数量。以下「特定輸入使用量」という。）を加算した数量（以下「特定輸入販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 特定輸入販売等量のうち特定石油製品の品種別の数量

ロ 特定輸入販売等量のうち潤滑油等の製造業者に対する潤滑油等の製造のための原料として販売した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された品種別の数量を控除した数量

ハ 特定輸入販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

二 特定輸入販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ホ 特定輸入販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油の数量を加算した数量から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 届出月の前月中に石油精製業者等に對して販売した原油のうち石油精製業者等が指定石油製品の製造のために使用した数量

ロ 潤滑油等製造業者に潤滑油等の製造のための原料として届出月の前月中に販売した原油の数量

という。）を加算した数量（以下「特定生産販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 特定生産販売等量のうち国産原油を原料として製造された指定石油製品の数量に相当する数量

ロ 特定生産販売等量のうち輸出量と輸出を目的として販売した指定石油製品の数量とを合計した数量

二 特定生産販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用した指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

ホ 特定生産販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除した数量

ハ 特定生産販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除した数量

ホ 特定生産販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

二 特定生産販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ホ 特定生産販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ハ 特定生産販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ホ 特定の石油精製業者から継続的に購入した指定石油製品のうち当該石油精製業者が輸入したもの（以下「特定輸入製品」という。）を届出月の前月中に販売した品種別の数量（第二条に掲げる指定石油製品ごとの数量をいう。以下同じ。）に、特定輸入製品のうち指定石油製品及び脱硫用水素等以外の物品の製造のための原料として届出月の前月中に使用した品種別の数量（当該物品の製造工程において指定石油製品が副生された場合には、当該副生された品種別の数量を控除した数量。以下「特定輸入使用量」という。）を加算した数量（以下「特定輸入販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

ト 特定生産販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

二 特定の石油精製業者から継続的に購入した指定石油製品のうち当該石油精製業者が輸入したもの（以下「特定輸入製品」という。）を届出月の前月中に販売した品種別の数量（第二条に掲げる指定石油製品ごとの数量をいう。以下同じ。）に、特定輸入製品のうち指定石油製品及び脱硫用水素等以外の物品の製造のための原料として届出月の前月中に使用した品種別の数量（当該物品の製造工程において指定石油製品が副生された場合には、当該副生された品種別の数量を控除した数量。以下「特定輸入使用量」という。）を加算した数量（以下「特定輸入販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

ト 特定輸入販売等量のうち特定石油製品の品種別の数量

ロ 特定輸入販売等量のうち潤滑油等の製造業者に対する潤滑油等の製造のための原料として販売した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された品種別の数量を控除した数量

ハ 特定輸入販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

二 特定輸入販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油の数量を加算した数量から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 届出月の前月中に石油精製業者等に對して販売した原油のうち石油精製業者等が指定石油製品の製造のために使用した数量

ロ 潤滑油等製造業者に潤滑油等の製造のための原料として届出月の前月中に販売した原油の数量

二ハ 潤滑油等の製造のための原料として届出月の前月中に使用した原油の数量 石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として届

販売した原油（第一号リに規定する原油に限る。以下この号において同じ。）の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された原油の数量のうち当該石油化学製品製造業者が指定石油製品の製造工程において製造した指定石油製品の原料として使用したものの数量以外の数量を控除した数量

石油化学製品の製造のための原料として届出月の前月中に使用した原油の数量のうち製告

した石油化学製品の数量に相当する原料として使用したものと、該石油化学製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものとの数量を合計した数量を空余とした指定石油製品の輸入量から次に掲げる数量を

イ 届出月の前月中に輸入した特定石油製品の品種別の数量  
ロ 届出月の前月に輸入した指定石油製品のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造の

ための原料として販売した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された品種別の数量を控除した数量

した占める割合の量の、逆に製造される潤滑油等の数量に相当する原料として使用したもののが、種別の数量及び当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したものの品種別

サ 灯油及び軽油の数量を控除した数量  
ホ 届出月の前月中に輸入した指定石油製品であつて石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油のうち製造した石油化学製品の数量に相当する原料として使用了したものとの数量並びに当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品で指

定石油製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したものの数量

連續的に販売した指定石油製品のうち当該石油製業者又は特定石油販売業者が販売したもの  
の数量を先販売等量<sup>3</sup>と製業者又は特定石油販売業者の特定生産使用量を加算した数量（以下「生  
産販売先販売等量」という）から、次に掲げる数量を合計した数量（以下「生  
産販売先販売等量」）のうち国産原油を原料として製造した指定石油製品の数量

口  
ハ 生産販売先販売等量のうち輸出量と輸出を目的として販売された数量とを合計した数量  
ハ 生産販売先販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として  
販売された指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油

二 製品の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除した数量  
生産販売先販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用された指定石油製品の  
数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量  
生産販売先販売等量のうち石油化学製品製造業者に対する石油化学製品の製造のための原

逐月貿易引当額に等しいもの、即ち石鹼化製品の輸出額と輸入額の差額として販売されたナフサ、灯油及び軽油の数量から、該石油化學製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

生産販売先販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

ト 生産販売先販売等量のうち購入した指定石油製品を原料として製造した指定石油製品の

七 届出月の前月に輸入した指定石油製品であつて特定の石油精製業者又は特定石油販売業者に  
継続的に販売した指定石油製品のうち当該石油精製業者又は特定石油販売業者が販売したもの  
の品種別の数量に当該石油精製業者又は特定石油販売業者の特定輸入使用量を加算した数量  
(以下「輸入販売先販売等量」という)から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

口 イ  
輸入販売先販売等量のうち特定石油製品の品種別の数量  
輸入販売先販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として  
販売された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の  
数量に相当する原料として使用された品種別の数量を控除した数量  
前記二項の合計額と同一の額であることを意味する。

ハ、輸入販売先販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用された品種別の数量から、当該潤滑油等の量のうち石油化學製品製造業者品種別に数量を控除した数量

示す。輸入販売先販売等量のうち石油化製品の製造のための原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を割除した数量で副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を示す。

八 油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量 次条第二項の経済産業大臣の認定に基づく石油基準備蓄量の算定に際し参考とした事項

十九 次条の規定に基づき算定される石油基準備蓄量  
二十 第十二条第二項第一号に規定される原油をもつて指定石油製品に代える場合においては、そ  
の算定の方法

**九条** 法第五条第一項の石油基準準備蓄量は、届出月の十一箇月前から届出月までの期間の各月の基準量（石油精製業者にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した数量から第六号に掲げる数量を控除した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量

を合計した数量から第七号に掲げる数量を控除した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、特定石油販売業者にあつては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した指定石油製品の

品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、石油輸入業者にあつては第一号に掲げる指定石油製品の数量、第五号に掲げる指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量とす。前項の規定によつて算出する。」を合併して「合併して算出する。」とし、第一節の日数で除した数量とする。ただし、当該の数量を算出する場合においては、右の規定による。

当該変更後の数量をもって法第五条第一項の石油基準に備蓄量により当該数量が変更された場合には、

三三四  
その者に係る前条第二項第三号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量  
その者に係る前条第二項第四号に掲げる数量に七十を乗じて得られる数量  
その者に係る前条第二項第五号に掲げる数量に七十を乗じて得られる数量

六 その者に係る前条第二項第六号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量  
七 その者に係る前条第二項第七号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量  
八 儲蓄の増強による石油の輸入に當て得られる数量  
九 石油精製業者等

前項本文の規定により得られた奨量を変更することができるものとする。  
石油精製業者等は、前項の規定により第一項本文の規定により得られた奨量を変更しようとするときは、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

## (我が国の石油の消費量の算定方法)

**第十一条** 法第五条第二項に規定する届出月の直前の十二箇月の我が国の石油の消費量は、第一号から第四号までに掲げる数量を合計した数量から、第五号から第九号までに掲げる数量を合計した数量を控除して算定するものとする。

一 国産原油以外の原油を原料として届出月の直前の十二箇月中に製造された指定石油製品の数量

二 届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の輸入量から特定石油製品の輸入量を控除した数量

三 輸入された原油のうち届出月の直前に指定石油製品、潤滑油等又は石油化学製品の製造のための原料以外のために使用された数量

四 届出月の直前の十二箇月の開始の日に指定石油製品の製造、販売又は輸入の事業を行う者が保有していた指定石油製品の数量を合計した数量

五 届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の輸出量から特定石油製品の輸出量を控除した数量

六 届出月の直前の十二箇月の終了の日に第四号に規定する者が保有していた指定石油製品の数量を合計した数量

七 第四号に規定する者が燃料用、洗じよう用その他これらに準ずる用途に供するため届出月の直前の十二箇月中に消費した指定石油製品の数量

八 届出月の直前の十二箇月中に石油化学製品の原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量

九 第五号から前号までに掲げるもののほか、指定石油製品の輸送、貯蔵等に伴つて届出月の直前の十二箇月中に減少した指定石油製品の数量その他の第一号から第四号までに掲げる数量から控除することが適當と認められる指定石油製品の数量

(石油の保有の方法)

**第十二条** 法第六条第一項の規定による石油の保有は、次の各号に掲げる場所においてしなければならないものとする。

一 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十条第一項に規定する製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は同項ただし書の規定により所轄消防長若しくは消防署長の承認に係る場所

二 本邦内の船舶(領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第一条に規定する海域を通過したことが衛星航法装置により認められ、かつ、我が国に陸揚げされることが確実なものに限る。第二十四条において同じ。)

## 三 貨車

四 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第一百五号)第二条第二項に規定する石油パイプライン(原油の数量の指定石油製品の数量への換算の方式)

**第十三条** 法第六条第二項前段の規定により原油をもつて指定石油製品に代えることができる場合は、緊急時において石油基準備蓄量の石油を供給できる場合とする。

2 法第六条第二項後段に規定する換算の方式は、次のとおりとする。ただし、法第八条第二項の規定により確認を受けている二以上の石油精製業者等は、その指定石油製品に代えて保有した原油を合計した数量が次の各号の方式で換算された指定石油製品に代えることができる原油の数量の合計した数量以下である限りにおいて、原油をもつて指定石油製品に代えることができる。

一 原油をもつて石油精製業者等が製造した指定石油製品に代える場合においては、原油一キロリットルをもつて指定石油製品〇・九五キロリットルに換算するものとする。

二 原油をもつて石油精製業者等が輸入した指定石油製品に代える場合においては、原油の石油基準備蓄量の石油を供給できる範囲内で法第五条第一項により当該石油精製業者等が届け出された方式とする。

(石油基準備蓄量の減少の申出)

**第十三条** 法第七条第一項の申出をしようとする者は、様式第三による申出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

## (石油基準備蓄量の減少の承認の申請)

**第十四条** 法第八条第一項の承認を受けようとする者は、様式第四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、その石油基準備蓄量を増加することとなる他の石油精製業者等がその増加する石油の種類、数量及び増加する期間について同意していることを証する書類を添付しなければならない。

## (取引関係)

**第十五条** 次の各号のいずれかに該当する取引関係にある石油精製業者等(法第八条第二項の規定による確認を受けているものを除く。)は、同項の確認を受けることができるものとする。

一 当該二以上の石油精製業者等が石油(石油ガスを除く。以下この条において同じ。)の生産、販売、購入、貯蔵、輸送その他の事業の全部又は一部を共同して行うこと。

二 二の石油精製業者等の場合において、一の石油精製業者等が他の石油精製業者等に継続的に石油を販売していること。

三 三以上の石油精製業者等の場合において、当該三以上の石油精製業者等が次のイからハまでのいずれかに規定する関係にあること。

イ 一の石油精製業者等が当該三以上の石油精製業者等のうち当該一の石油精製業者等以外のもののそれぞれに、継続的に石油を販売していること。

ロ 一の石油精製業者等が当該三以上の石油精製業者等のうち当該一の石油精製業者等以外のもののそれぞれから、継続的に石油を購入していること。

ハ 当該三以上の石油精製業者等が石油の供給に関し相互に密接な関係にある場合において、当該三以上の石油精製業者等のうち二以上の石油精製業者等が、第一号、前号、イ又はロに規定する関係にあり、かつ、当該三以上の石油精製業者等のうち当該二以上の石油精製業者等以外のもののそれぞれと、直接又は間接に、第一号、前号、イ又はロに規定する関係にあること。

(確認の申出)

**第十六条** 法第八条第二項の確認を受けようとする者は、様式第五による申出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、各石油精製業者等の間の取引関係を証する書類その他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

## (取引関係の変更の届出等)

**第十七条** 法第八条第二項の規定による確認を受けている石油精製業者等の間の取引関係の変更があつたときは、当該石油精製業者等は、遅滞なく、様式第六による届出書を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該変更後の取引関係が第十五条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その届出をした石油精製業者等に、その旨の通知をするものとする。

**第十八条** 法第八条第二項の規定による確認を受けている石油精製業者等は、その確認を受けていないこととしようとするときは、様式第七による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、その届出に係る確認を受けていないこととする予定期日以後当該石油精製業者等は、当該確認を受けていないものとする。

## (命令発動の要件)

**第十九条** 経済産業大臣は、法第九条第一項本文に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第二項の規定による命令をするものとする。

一 連続する七回の第三十五条第二項第一号に規定する各測定日に係る同号に規定する平均石油保有量が石油基準準備蓄量を下回つており、又は連続する七回の同号に規定する測定日の間ににおいて石油保有量が石油基準準備蓄量を下回つておる期間が相当の割合以上を占めていること。

二 石油保有量が石油基準準備蓄量を相当程度下回つておる場合において、当該石油精製業者等に係る石油の購入の計画、購入した石油の輸送の計画等を勘案し、相当と認められる期間内に法第六条第一項の規定に従つて石油を保有するに至ることが困難であると認められること。

### 第三節 石油ガスの備蓄

**第二十条** 法第十条第一項の経済産業省令で定める者は次のとおりとする。

- 一 届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入実績を有するもの（経済産業大臣（国家備蓄石油に係る事業を行う場合に限る。）を除く。）
- 二 前号に掲げるもののほか、過去前号に該当したものであつて、届出月の前月に保有すべき石油ガスの量が法第十条第一項の規定により算定されているもの（経済産業大臣（国家備蓄石油に係る事業を行う場合に限る。）を除く。）

（石油ガス基準準備蓄量等の届出）

**第二十一条** 法第十条第一項の規定による届出は、届出月の末日までに、様式第一による届出書を提出してしなければならない。

2 法第十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 届出月の前月の石油ガスの輸入量から次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量
- イ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち輸出し、又は輸出することを目的として販売したものとの数量を合計した数量
- ロ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち石油化学製品製造業者に対する石油化学製品の製造のための原料として販売した石油ガスの数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生される指定石油製品及び石油ガスの数量に相当する原料として使用された石油ガスの数量を控除した数量
- ハ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち石油化学製品の製造のための原料として使用したものとの数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生される指定石油製品及び石油ガスの数量に相当する原料として使用された石油ガスの数量を控除した数量
- 二 次条第二項の経済産業大臣の認定に基づく石油ガス基準準備蓄量の算定に際し参考とした事項
- 三 次条の規定に基づき算定される石油ガス基準準備蓄量

（石油ガス基準準備蓄量の算定）

**第二十二条** 法第十条第一項の石油ガス基準準備蓄量は、届出月の十一箇月前から届出月までの期間の各月の前条第二項第一号に掲げる数量を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除し、これに四十を乗じて得られる数量とする。ただし、次項の規定により当該数量が変更された場合には、当該変更後の数量をもつて法第十条第一項の石油ガス基準準備蓄量とする。

2 備蓄の増強のための石油ガスの輸入その他経済産業大臣が適当と認めた場合には、石油ガス輸入業者は、前項本文の規定により得られた数量を変更することができるものとする。

3 石油ガス輸入業者は、前項の規定により得られた数量を変更しようとするときは、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（我が国の石油ガスの輸入量の算定方法）

第一号及び第二号に掲げる数量を合計した数量から、第三号から第六号までに掲げる数量を合計した数量を控除して算定するものとする。

一 届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入量

二 届出月の直前の十二箇月の開始の月において各石油ガス輸入業者が保有しなければならない石油ガスの数量を合計した数量

三 届出月の直前の十二箇月中に輸入した石油ガスのうち輸出した数量

四 届出月において各石油ガス輸入業者が保有しなければならない石油ガスの数量を合計した数量

五 届出月の直前の十二箇月中に石油化学製品の原料として使用された石油ガスの数量

六 第三号から前号までに掲げるもののほか、石油ガスの輸送、貯蔵等に伴つて届出月の直前の十二箇月中に減少した石油ガスの数量その他の第一号及び第二号に掲げる数量から控除することができる石油ガスの数量

（石油ガスの保有の方法）

**第二十四条** 法第十二条第一項の規定による石油ガスの保有は、次の各号に掲げる場所においてしなければならないものとする。

- 一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の製造の許可に係る事業所
- 二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物
- 四 本邦内の船舶
- 五 貨車

（取引関係）

**第二十五条** 石油ガスの販売、購入、貯蔵、輸送その他の事業の全部又は一部を共同して行う取引関係にある二以上の石油ガス輸入業者（法第十二条第二項において準用する法第八条第二項の規定による確認を受けているものを除く。）は同項の確認を受けることができるものとする。

（準用等）

**第二十六条** 第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条及び第十九条の規定は、石油ガス輸入業者に準用する。この場合において、第十三条の見出し、第十四条及び第十九条中「石油基準準備蓄量」とあるのは「石油ガス基準準備蓄量」と、第十三条中「法第七条第一項」とあるのは「法第十二条第二項において準用する法第七条第一項」と、第十四条第一項中「法第八条第一項」とあるのは「法第十二条第二項において準用する法第八条第一項」と、同条第二項、第十六条第二項、第十七条第一項及び第三項、第十八条並びに第十九条第二号中「石油精製業者等」とあるのは「石油ガス輸入業者」と、第十六条第一項、第十七条第一項及び第十八条第一項中「法第八条第二項」とあるのは「法第十二条第二項において準用する法第八条第二項」と、第十九条中「法第九条第一項本文」とあるのは「法第十二条第一項本文」と、同条第一号中「第三十五条第二項第一号」とあるのは「第三十五条第二項第二号」と、「平均石油保有量」とあるのは「平均石油ガス保有量」と、同条第一号及び第二号中「石油保有量」とあるのは「石油ガス保有量」と、同条第二号中「石油」とあるのは「石油ガス」と、法第六条第一項」とあるのは「法第十一条第一項」と読み替えるものとする。

（災害時石油供給連携計画を作成する地域）

**第二十六条の二** 法第十三条第一項の経済産業省令で定める地域は、次の表のとおりとする。

区分	区域
第一地域	北海道
第二地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
第三地域	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
第四地域	新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県
第五地域	山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
第六地域	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
第七地域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
第八地域	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
第九地域	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
第十地域	沖縄県

（特定石油精製業者等の要件等）

**第二十六条の三** 法第十三条第一項の経済産業省令で定める貯蔵能力は、権原に基づいて利用できる指定石油製品の貯蔵施設の貯蔵能力（複数の石油精製業者等がその権原に基づいて利用できる

指定石油製品の貯蔵施設にあつては、当該貯蔵施設の貯蔵能力を当該複数の石油精製業者等の数で除して得た貯蔵能力)が、二千キロリットルであることとする。

2 法第十三条第一項の経済産業省令で定める要件は、第八条第二項第一号中「石油精製業者等の委託を受けて製造した指定石油製品の数量を除き、他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。」を「他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。」と読み替えた場合に過去三年間において法第五条第一項の規定により経済産業大臣に届け出た各月の石油基準備蓄量(第九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに係るものに限る。以下この項において同じ。)が、当該月の全ての石油精製業者等の石油基準備蓄量を合計した数量のおおむね一パーセント以上であることとする。

(災害時石油供給連携計画の届出)

**第二十六条の四** 法第十三条第四項前段の規定による災害時石油供給連携計画の届出は、同条第二項の規定による告示が行われた日から起算して二月以内に、様式第七の二による届出書を提出しなければならない。

2 法第十三条第四項後段の規定による災害時石油供給連携計画の届出は、変更後遅滞なく、様式第七の三による届出書を提出してしなければならない。

(災害時石油供給連携計画の記載事項)

**第二十六条の五** 法第十三条第五項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 経済産業省その他関係機関との連絡に関する事項

2 法第二十九条の規定に基づき国家備蓄石油(指定石油製品に限る。以下この号において同じ。)の管理の委託を受けた特定石油精製業者等にあつては、当該国家備蓄石油を管理する貯蔵施設及び油種別の貯蔵量に関する事項

3 災害時石油供給連携計画を作成するための訓練に関する事項

(災害時石油ガス供給連携計画を作成する地域)

**第二十六条の六** 法第十四条第一項の経済産業省令で定める地域は、次の表のとおりとする。

区分	区域	第一地域	北海道	第二地域	青森県	第三地域	茨城県	第四地域	福井県	第五地域	第六地域	第七地域	第八地域	第九地域
		野県	静岡県	第一地域	岩手県	第一地域	宮城県	第一地域	石川県	第一地域	富山県	第一地域	福井県	第一地域
		青森県	岩手県	第二地域	岩手県	第二地域	宮城県	第二地域	福井県	第二地域	福井県	第二地域	滋賀県	第二地域
		青森県	岩手県	第三地域	秋田県	第三地域	秋田県	第三地域	石川県	第三地域	富山県	第三地域	福井県	第三地域
		青森県	岩手県	第四地域	岐阜県	第四地域	岐阜県	第四地域	福井県	第四地域	福井県	第四地域	福井県	第四地域
		青森県	岩手県	第五地域	愛知県	第五地域	愛知県	第五地域	福井県	第五地域	福井県	第五地域	福井県	第五地域
		青森県	岩手県	第六地域	三重県	第六地域	三重県	第六地域	福井県	第六地域	福井県	第六地域	福井県	第六地域
		青森県	岩手県	第七地域	奈良県	第七地域	奈良県	第七地域	福井県	第七地域	福井県	第七地域	福井県	第七地域
		青森県	岩手県	第八地域	和歌山県	第八地域	和歌山県	第八地域	福井県	第八地域	福井県	第八地域	福井県	第八地域
		青森県	岩手県	第九地域	長崎県	第九地域	長崎県	第九地域	福井県	第九地域	福井県	第九地域	福井県	第九地域
		青森県	岩手県		鹿児島県		鹿児島県		福井県		福井県		福井県	

(特定石油ガス輸入業者等の要件等)

**第二十六条の七** 法第十四条第一項の経済産業省令で定める貯蔵能力は、二十トンとする。

2 法第十四条第一項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のイ、ロ又はハのいずれかに該当すること。

イ 石油ガス基準備蓄量がおおむね五万トン以上の石油ガス輸入業者であること。

ロ 年間おおむね五万トン以上の石油ガスを販売している石油販売業者(石油ガスの販売を行う事業を行なう者に限る。ハにおいて同じ。)であること。

ハ イ又はロに該当する者と資本関係、人的関係等を有する石油販売業者であつて、第二十六条の六の表に定める地域に石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場を設置している石油販売業者であること。

二 我が国における災害の発生により第二十六条の六の表に定める地域への石油ガスの供給が不足する事態が生じた場合において当該地域への石油ガスの安定的な供給の確保に資する見込みが十分にあると認められること。

(災害時石油ガス供給連携計画の届出)

2 法第十四条第四項後段の規定による災害時石油ガス供給連携計画の届出は、同条第二項の規定による特定石油ガス輸入業者等の指定に係る告示が行われた日から起算して二月以内に、様式第七の四による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

(災害時石油ガス供給連携計画の記載事項)

**第二十六条の八** 法第十四条第四項前段の規定による災害時石油ガス供給連携計画の届出は、同条第二項の規定による特定石油ガス輸入業者等の指定に係る告示が行われた日から起算して二月以内に、様式第七の四による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

2 法第十四条第四項後段の規定による災害時石油ガス供給連携計画の届出は、変更後遅滞なく、様式第七の五による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

(災害時石油ガス供給連携計画の記載事項)

**第二十六条の九** 法第十四条第五項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 経済産業省その他関係機関との連絡に関する事項

2 災害時石油ガス供給連携計画を実施するための訓練に関する事項

#### 第四章 石油輸入業の登録等

##### 第一節 石油輸入業の登録

(登録の申請)

**第二十七条** 法第十七条第一項の規定により法第十六条の登録を受けようとする者は、様式八による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第十七条第二項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、経済産業大臣は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第三項の規定により登録申請者(法人である場合にあつては、その役員(同法第十四条第一項に規定する役員をいう。以下同じ。)をいう。以下この項において同じ。)に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、当該申請者に対し、当該申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

一 様式第九により作成した登録申請者の履歴書

二 法人である場合においては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書

三 法第六条第一項の規定による石油の保有に必要と認められる施設を権原に基づいて利用できることを証する書面

四 貯蔵施設の位置及び付近の状況を示す図面

3 法第十七条第二項に規定する法第十九条第一項各号に該当しないことを誓約する書面は、様式第十により作成しなければならない。

四時蔵施設の位置及び付近の状況を示す図面(変更登録)

**第二十八条** 法第二十条第一項の規定により変更登録を受けようとする者は、様式第十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

**第二十九条** 法第二十条第三項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十二による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、石油輸入業者が個人であり、かつ、法第十七条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、第二十七条第二項ただし書の規定によるものとする。

一 石油輸入業者が法人であり、かつ、法第十七条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、第二十七条第二項第二号に掲げる書類

二 石油輸入業者が法人であり、かつ、法第十七条第一項第二号に掲げる事項に変更があつたとき、第二十七条第二項第一号及び第二号に掲げる書類及び法第十七条第二項に規定する法第十九条第一項各号に該当しないことを誓約する書面









九 法第二十八条第三項の規定による経済産業大臣への石油ガス輸入業の廃止の届出をしようとする者、経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス輸入業廃止届出様式に記録すべき事項

十 法第三十六条の規定による経済産業大臣への備蓄状況の届出をしようとする石油精製業者等、経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油備蓄状況届出様式に記録すべき事項

十一 法第三十二条第一項の規定により経済産業大臣への備蓄状況の届出をしようとする石油業者（石油販売業者（特定石油販売業者を除く。）を除く。）第一項の経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス備蓄状況届出様式に記録すべき事項

十二 法第三十二条第一項の規定により経済産業大臣への備蓄状況の届出をしようとする石油業者（石油販売業者（特定石油販売業者を除く。）を除く。）第一項の経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス備蓄状況届出様式に記録すべき事項

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 昭和五十一年度における石油備蓄目標の策定に関する第六条の規定の適用については、同

条中「毎年度、四月三十日」及び「当該年度の四月三十日」とあるのは、「昭和五十一年六月三十日」とする。

## 附 則

(昭和五二年二月一〇日通商産業省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則

(昭和五三年一月一日通商産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則

(昭和五四年二月一四日通商産業省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則

(昭和五六年六月二九日通商産業省令第三八号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 昭和五十六年度における石油ガスに係る石油備蓄目標の策定に関する第六条の規定の適用については、同

条中「毎年度、四月三十日」とする。

## 附 則

(昭和五六年二月一四日通商産業省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則

(昭和五二年二月一〇日通商産業省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則

(昭和五八年三月一四日通商産業省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則

(昭和五九年三月一四日通商産業省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則

(昭和六〇年三月一四日通商産業省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則

(昭和六一年二月一三日通商産業省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年一〇月二八日通商産業省令第五七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年二月一三日通商産業省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年二月一三日通商産業省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月八日通商産業省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年二月一三日通商産業省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年三月一九日通商産業省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年二月一四日通商産業省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年二月一五日通商産業省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年二月一四日通商産業省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年一〇月三一日通商産業省令第九三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年二月一〇日通商産業省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月二六日通商産業省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年九月一九日通商産業省令第一八六号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

第一条 この省令は、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。ただし、第八条、第九条、第十条、第十九条の三、第十九条の四、第十九条の五、第二十一条及び第二十二条の二並びに附則第二条の規定は、平成八年二月一日から施行する。

第二条 平成八年二月に届け出なければならない石油ガス以外の石油の生産量等又は石油ガスの輸入量等についての改正後の石油備蓄法施行規則第八条及び第十九条の三の規定の適用については、これらの規定中「前月」とあるのは、「直前の十二箇月」とする。

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年九月一九日通商産業省令第一八六号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年三月一九日経済産業省令第九九号)

この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

<p><b>附 則</b> (平成一三年一一月二一日經濟産業省令第二二九号)</p> <p>この省令は、石油の安定的な供給のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十四年一月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一四年四月二四日經濟産業省令第七七号)</p> <p>この省令は、平成十四年四月二十六日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一五年二月三日經濟産業省令第九号)</p> <p>この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一五年三月一九日經濟産業省令第二二一号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一五年三月三一日經濟産業省令第四〇号)</p> <p>この省令は、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一六年三月二六日經濟産業省令第三六号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一六年三月三一日經濟産業省令第四二号)</p> <p>この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二十四条第三号の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一七年三月四日經濟産業省令第一四号)</p> <p>この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一八年四月二八日經濟産業省令第六三号)</p> <p>抄 (施行期日)</p> <p>この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。</p> <p><b>第一条</b></p> <p><b>附 則</b> (平成一九年一二月一八日經濟産業省令第七八号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二四年七月六日經濟産業省令第五一号)</p> <p>この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二四年一〇月三一日經濟産業省令第八一号)</p> <p>この省令は、災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。ただし、第三十五条の改正規定中「第一号に掲げる事項、」の下に「特定石油精製業者等にあつては第二号に掲げる事項、」を加える部分及び「第二号」を「第三号」に改める部分並びに同項第二号を第三号とし、同項第一号の次に第二号を加える改正規定は平成一十五年一月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二八年三月二三日經濟産業省令第二七号)</p> <p>この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年一二月四日經濟産業省令第八六号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和元年五月七日經濟産業省令第一号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和元年七月一日經濟産業省令第一七号)</p> <p>この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和元年一二月一三日經濟産業省令第四九号)</p> <p>この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (令和二年一二月二八日經濟産業省令第九二号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>第一条</b></p> <p><b>（経過措置）</b></p> <p>この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p><b>2</b></p> <p>この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p><b>附 則</b> (令和五年一二月二八日經濟産業省令第六三号)</p> <p>抄 この省令は、公布の日から施行する。</p>
--	--

**附 則** (令和二年一二月二八日經濟産業省令第九二号)

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**第一条**

**（経過措置）**

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則** (令和五年一二月二八日經濟産業省令第六三号)

抄  
この省令は、公布の日から施行する。

様式第1 (第8条、第21条、第35条関係) (平12年基業令229・全改、平13年基業令36・平24年基業令81・平25年基業令88・令元基業令17・令2基業令82・一部改正)

## 基準備蓄量等届出書

年月日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称  
氏名  
(法人にあっては、その代表者の氏名)  
住所 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第5条第1項(第10条第1項)及び第36条の規定により、基準備蓄量等を別紙とのおり届け出ます。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 別紙は石油精製業者にあっては第1表の様式、特定石油販売業者にあっては第2表の様式、石油輸入業者にあっては第4表の様式によること。

3 第37条第1項及び第40条第1項(第4条において準用する場合を含む。)に規定する者は、前月の当該承継の日以後におけるその者に係る事項並びに前月の当該承継の日前におけるその者及び被承継人に係る事項を区分して、それぞれ該当する様式に記載し、第37条第2項及び第40条第2項(第41条において準用する場合を含む。)に規定する者は、前月の当該承継の日以後におけるその者に係る事項及び前月の当該承継の日前における被承継人に係る事項を区分して、それぞれ該当する様式に記載すること。

第1表

指定石油製品生産量等実績及び基準備蓄量

年月実績  
単位:キロリットル

(1) 指定石油製品の生産関係		指定石油 製品 合計
① 指定石油製品の生産量		
② 国産原油から製造した指定石油製品の数量		
③ 輸入原料油から製造した指定石油製品の数量		
④ 自燃燃用等として消費した指定石油製品の数量		
⑤ 輸出向け指定石油製品の生産量		
⑥ 精油等製造業者向け原料用粗石油製品の生産量 (副生分を除く)		
⑦ 精油等製造原料用指定石油製品の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)		
⑧ 石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の生産量(副生分を除く)		
⑨ 石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)		
⑩ 指定石油製品等以外の物品 の製造工場において副生された指定石油製品の数量		
⑪ ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩		
(2) 購入した特定生産製品の販売関係		指定石油 製品 合計
⑫ 特定生産販売等量		
⑬ ⑫のうち国産原油から製造された指定石油製品の数量		

⑭ ⑫のうち輸出向け指定石油製品の販売量	
⑮ ⑫のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)	
⑯ ⑫のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(副生分を除く)	
⑰ ⑫のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)	
⑱ ⑫のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(副生分を除く)	
⑲ ⑫のうち購入原料油から製造された指定石油製品の数量	
⑳ ⑫ - (⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)	
(3) 特定生産製品の販売関係	指定石油製品合計
① 生産販売先販売量	
② ⑪のうち国産原油から製造した指定石油製品の数量	
③ ⑪のうち輸出向け指定石油製品の販売量	
④ ⑪のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)	
⑤ ⑪のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(副生分を除く)	
⑥ ⑪のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)	
⑦ ⑪のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(副生分を除く)	
⑧ ⑪のうち購入原料油から製造した指定石油製品の数量	

⑩ ⑪ - (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)	
(4) 指定石油製品の輸入関係	従発油 灯油(ジェット燃料油を含む) 軽油 重油
⑪ 指定石油製品の輸入量	
⑫ 特定石油製品の輸入量	
⑬ 潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)	
⑭ 潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(指定石油製造用原料として使用しなかった副生分を除く)	
⑮ 石油化製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)	
⑯ 石油化製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)	
⑰ ⑪ - (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑲)	
(5) 購入した特定輸入製品の販売関係	従発油 灯油(ジェット燃料油を含む) 軽油 重油
⑪ 特定輸入販売量	
⑫ ⑪のうち特定石油製品の数量	
⑬ ⑪のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)	
⑭ ⑪のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(副生分を除く)	
⑮ ⑪のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)	
⑯ ⑪のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(副生分を除く)	

⑩ ⑪- (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)					
⑭ 特定輸入製品の販売関係	/	織発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油
⑮ 輸入販売先販売等量	/				
⑯ ⑰うち特定石油製品の数量	/				
⑰ ⑱うち潤滑油等製造原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)	/				
⑲ ⑲うち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(副生分を除く)	/				
⑳ ⑳うち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)	/				
㉑ ㉑うち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(副生分を除く)	/				
㉒ ㉒-(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	/				
(7) 輸入原油の販売関係					原油
㉓ 自己輸入原油の販売量	/				
㉔ 自己輸入原油の精製用以外の自家使用量	/				
㉕ 石油精製業者等向け精製用原油の販売量	/				
㉖ 潤滑油等製造業者向け原料用原油の販売量	/				
㉗ 潤滑油等製造原料用原油の使用量	/				
㉘ 石油化学製品製造業者向け原料用原油の販売量(販売先の生産工場で使用しなかった副生分を除く)	/				
㉙ 石油化学製品製造原料用原油の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)	/				

㉚ ㉛- (㉜+㉝+㉞+㉟+㉟)					
㉜ 基準備蓄量の算定等	指定石油製品 販売量 合計	織発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油
㉝ 直前12箇月の義務対象生産量×70	/				
㉞ 直前12箇月の義務対象特定生産販売等量×15	/				
㉟ 直前12箇月の義務対象生産販売先販売等量×15	/				
㉟ 直前12箇月の義務対象製品輸入量×70	/				
㉟ 直前12箇月の義務対象特定販売先販売等量×15	/				
㉟ 直前12箇月の義務対象輸入販売先販売等量×15	/				
㉟ 直前12箇月の義務対象原油販売の使用量×70	/				
㉟ 〔㉛-㉜-㉝-㉞-㉟-㉟-㉟-㉟〕 ÷直前12箇月の日数					
㉟ 第8条第2項第5号に掲げる事項					
㉟ 基準備蓄量					
㉟ 指定石油製品輸入関係の原油代替換算方式					

備考 1 用紙の大きさは、日本標準規格 A4 とする。

2 ①から⑩までの欄にはそれぞれ第8条第2項第1号からりまでに掲げる数量を、⑪から⑯までの欄にはそれぞれ同項第2号からトまでに掲げる数量を、⑰から⑳までの欄にはそれぞれ同項第6号イからトまでに掲げる数量を、⑱の欄にはそれぞれ同項第5号イからトまでに掲げる数量を、⑲の欄にはそれぞれ同項第3号イからトまでに掲げる数量を、⑳の欄にはそれぞれ同項第7号イからトまでに掲げる数量を、㉑の欄には同項第4号イからトまでに掲げる数量を、㉒の欄には第9条第1号に基づく数量を、㉓の欄には同項第2号に基づく数量を、㉔の欄には同項第5号イからトまでに掲げる数量を、㉕の欄には同項第5号イに基づく数量を、㉖の欄には同項第7号イに基づく数量を、㉗の欄には同項第4号イに基づく数量を、㉘の欄には第8条第2項第10号に掲げる方程式を記載すること。

第2表

石油販売量等実績及び基準備蓄量

年 月実績  
単位:キロリットル

(1) 指定石油製品の委託精製関係	指定 石油 製品 合計
① 委託精製に係る指定石油製品の数量	
② 国産原油を原料とする委託精製に係る指定石油製品の数量	
③ 購入原料油を原料とする委託精製に係る指定石油製品の数量	
④ 委託精製に係る自家燃用等として消費した指定石油製品の数量	
⑤ 委託精製に係る輸出向け指定石油製品の数量	
⑥ 委託精製に係る潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の数量(副生分を除く)	
⑦ 委託精製に係る潤滑油等製造業者用指定石油製品の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)	
⑧ 委託精製に係る石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の数量(副生分を除く)	
⑨ 委託精製に係る石油化学製品製造業者用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)	
⑩ 指定石油製品等以外の物品の製造工場において副生された指定石油製品の数量	
⑪ ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	

(2) 購入した特定生産製品の販売関係	指定 石油 製品 合計			
⑫ 特定生産販売量				
⑬ ⑫のうち国産原油から製造された指定石油製品の数量				
⑭ ⑫のうち輸出向け指定石油製品の販売量				
⑮ ⑫のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)				
⑯ ⑫のうち潤滑油等製造業者用指定石油製品の使用量(副生分を除く)				
⑰ ⑫のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)				
⑱ ⑫のうち石油化学製品製造業者用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(副生分を除く)				
⑲ ⑫のうち購入原料油から製造された指定石油製品の数量				
⑳ ⑫-(⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)				
(3) 指定石油製品の輸入関係	灯 油 (ジェッ ト燃料油 を含む)	煤 油	輕 油	重 油
㉑ 指定石油製品の輸入量				
㉒ 特定石油製品の輸入量				
㉓ 潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)				
㉔ 潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(指定石油製造用原料として使用しなかった副生分を除く)				
㉕ 石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)				

⑩ 石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油等の指定期間の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）	/	/	/	/	/
⑪ ⑩-(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	/	/	/	/	/
(4) 購入した特定輸入製品の販売関係	揮発油 (ジェット燃料油を含む)	灯油 (ジェット燃料油を含む)	軽油	重油	/
⑮ 特定輸入販売等量	/	/	/	/	/
⑯ ⑮うち特定石油製品の数量	/	/	/	/	/
⑰ ⑯うち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量（副生分を除く）	/	/	/	/	/
⑱ ⑰うち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量（副生分を除く）	/	/	/	/	/
⑲ ⑲うち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量（副生分を除く）	/	/	/	/	/
⑳ ⑲うち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（副生分を除く）	/	/	/	/	/
㉑ ㉑-(㉑+㉒+㉓+㉔+㉕)	/	/	/	/	/
(5) 輸入原油の販売関係	/	/	/	/	原油
㉒ 自己輸入原油の販売量	/	/	/	/	/
㉓ 自己輸入原油の精製用以外の自家使用量	/	/	/	/	/
㉔ 石油精製業者等向け精製用原油の販売量	/	/	/	/	/
㉕ 潤滑油等製造業者向け原料用原油の販売量	/	/	/	/	/
㉖ 潤滑油等製造原料用原油の使用量	/	/	/	/	/
㉗ 石油化学製品製造業者向け原料用原油の販売量（販売先の生産工場で使用されなかった副生分を除く）	/	/	/	/	/

㉘ 石油化学製品製造原料用原油の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）	/	/	/	/	/
㉙ ㉘-(㉘+㉚+㉛+㉜+㉝)	/	/	/	/	/
(6) 基準備蓄量の算定等	指定石油製品合計	揮発油 (ジェット燃料油を含む)	灯油 (ジェット燃料油を含む)	軽油	重油
㉚ 直前12箇月の義務対象委託生産量×70	/	/	/	/	/
㉛ 直前12箇月の義務対象特定販売等量×15	/	/	/	/	/
㉜ 直前12箇月の義務対象製品輸入量×70	/	/	/	/	/
㉝ 直前12箇月の義務対象特定輸入販売等量×15	/	/	/	/	/
㉞ 直前12箇月の義務対象原油販売使用量×70	/	/	/	/	/
㉟ ㉞-(㉞+㉚+㉛+㉜+㉝)÷直前12箇月の日数	/	/	/	/	/
㉟ 第8条第2項第6号に掲げる事項					
㉟ 基準備蓄量					
㉟ 指定石油製品輸入関係の原油替換算方式					

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。  
 2 ②から⑩までの欄にはそれぞれ第8条第2項第1号から今までに掲げる数量を、⑪から⑯までの欄にはそれぞれ同項第2号から今までに掲げる数量を、⑰から⑲までの欄にはそれぞれ同項第5号から今までに掲げる数量を、⑳から㉑までの欄にはそれぞれ同項第3号から今までに掲げる数量を、㉒から㉓までの欄にはそれぞれ同項第4号から今までに掲げる数量を、㉔の欄には第9条第1項第1号に基づく数量を、㉕の欄には同項第2号に基づく数量を、㉖の欄には同項第3号に基づく数量を、㉗の欄には同項第3号に基づく数量を、㉘の欄には同項第4号に基づく数量を、㉙の欄には第8条第2項第9号に掲げる数量を、㉚の欄には第8条第2項第10号に掲げる方式を記載すること。

第3表

石油輸入量等実績及び基準備蓄量

年 月実績  
単位：キロリットル

(1) 指定石油製品の委託精製関係	指定 石油 製品 合計
① 委託精製に係る指定石油製品の数量	
② 國庫質油を原料とする委託精製に係る指定石油製品の数量	
③ 購入燃料油を原料とする委託精製に係る指定石油製品の数量	
④ 委託精製に係る自家燃用等として消費した指定石油製品の数量	
⑤ 委託精製に係る輸出向け指定石油製品の数量	
⑥ 委託精製に係る潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の数量(副生分を除く)	
⑦ 委託精製に係る潤滑油等製造業者用指定石油製品の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)	
⑧ 委託精製に係る石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(副生分を除く)	
⑨ 委託精製に係る石油化学製品製造業者用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)	
⑩ 指定石油製品等以外の物品の製造工場において副生された指定石油製品の数量	
⑪ ①-(②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	

(2) 指定石油製品の輸入関係	揮発油	灯油 (ジェッキ ト燃料油 を含む)	軽油	重油
⑫ 指定石油製品の輸入量				
⑬ 特定石油製品の輸入量				
⑭ 潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)				
⑮ 潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)				
⑯ 石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)				
⑰ 石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)				
⑱ ⑫-(⑬+⑭+⑮+⑯+⑰)				
(3) 輸入原油の販売関係				原油
⑲ 自己輸入原油の販売量				
⑳ 自己輸入原油の精製用以外の使用量				
㉑ 石油精製業者等向け精製用原油の販売量				
㉒ 潤滑油等製造業者向け原料用原油の販売量				
㉓ 潤滑油等製造原料用原油の使用量				
㉔ 石油化学製品製造業者向け原料用原油の販売量(販売先の主生産用副生されなかった副生分を除く)				
㉕ 石油化学製品製造原料用原油の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)				
㉖ ㉑+㉒+㉓+㉔+㉕				

(4) 基準備蓄量の算定等	指定石油製品合計	揮発油	灯油(ジェッキ油を含む)	軽油	重油	原油
⑦ 直前12箇月の義務対象委託生産量×70						
⑧ 直前12箇月の義務対象製品輸入量×70						
⑨ 直前12箇月の義務対象原油販売使用量×70						
⑩ (⑦、⑧、⑨) + 直前12箇月の日数						
⑪ 第8条第2項第8号に掲げる事項						
⑫ 基準備蓄量						
⑬ 指定石油製品輸入関係の原油代替算方式						

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 ②から⑪までの欄にはそれぞれ第8条第2項第1号イからIまでに掲げる数量を、⑫から⑯までの欄にはそれぞれ同項第5号イからHまでに掲げる数量を、⑭から⑯までの欄には同項第4号イからHまでに掲げる数量を、⑮の欄には第9条第1項第1号に基づく数量を、⑯の欄には同項第5号に基づく数量を、⑰の欄には同項第4号に基づく数量を、⑱の欄には第8条第2項第9号に掲げる数量を、⑲の欄には第8条第2項第10号に掲げる方式を記載すること。

第4表

石油ガス輸入量等実績及び基準備蓄量

年 月実績  
単位:トン

(1) 石油ガスの輸入関係	数量
① 石油ガスの輸入量	
② 輸出向け輸入石油ガスの数量	
③ 石油化学製品製造原料用輸入石油ガスの販売量	
④ 石油化学製品製造原料用輸入石油ガスの使用量	
⑤ ① - ②+③+④	

  

(2) 基準備蓄量の算定	数量
⑥ 直前12箇月の義務対象石油ガス輸入量×40÷直前12箇月の日数	
⑦ 第21条第2項第2号に掲げる事項	
⑧ 基準備蓄量	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 ②から⑪までの欄にはそれぞれ第8条第2項第1号イからHまでに掲げる数量を、⑫の欄には同項第3号に掲げる数量を記載すること。

様式第2 (第9条、第22条関係) (平13経産令229・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

## 基準備蓄量の変更に関する認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては、その代表者の氏名)  
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第9条第3項(第22条第3項)の規定に基づき、基準備蓄量を変更したいので、次のとおり申請します。

- 1 基準備蓄量の変更を希望する理由
- 2 基準備蓄量の変更を希望する期間

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3 (第13条関係) (平13経産令229・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

## 基準備蓄量減少申出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申出者 商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては、その代表者の氏名)  
住 所

年 月 の基準備蓄量について石油の備蓄の確保等に関する法律第7条第1項(第11条第2項において準用する第7条第1項)の規定による減少を希望するので、次のとおり申し出ます。

- 1 基準備蓄量の減少を希望する数量及び期間

減少前の基準備蓄量	
基準備蓄量の減少を希望する数量	
減少後の基準備蓄量	
基準備蓄量の減少を希望する期間	

- 2 基準備蓄量の減少を希望する理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4 (第14条関係) (平13経産令229・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

## 基準備蓄量の減少の承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては、その代表者の氏名)  
住 所

年 月 の基準備蓄量の減少について石油の備蓄の確保等に関する法律第8条第1項(第11条第2項において準用する第8条第1項)の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

## 1 基準備蓄量を減少しようとする数量、期間等

減少前の基準備蓄量	
基準備蓄量を減少しようとする数量	
減少後の基準備蓄量	
当該基準備蓄量の減少に伴い基準備蓄量を増加することとなる石油精製業者等若しくは石油ガス輸入業者の商号、名称又は氏名及び増加することとなる数量	
基準備蓄量を減少しようとする期間	

## 2 基準備蓄量を減少しようとする理由

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 基準備蓄量を増加することとなる石油精製業者等又は石油ガス輸入業者が二以上ある場合にあっては、「当該基準備蓄量の減少に伴い基準備蓄量を増加することとなる石油精製業者等若しくは石油ガス輸入業者の商号、名称又は氏名及び増加することとなる数量」の欄には、各石油精製業者等若しくは石油ガス輸入業者の商号、名称又は氏名及びそれが増加することとなる数量を記載すること。

様式第5 (第16条関係) (平13経産令229・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

## 取引関係の確認申出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申出者 商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては、その代表者の氏名)  
住 所  
商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては、その代表者の氏名)  
上記の者の代表者 商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては、その代表者の氏名)  
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第8条第2項(第11条第2項において準用する第8条第2項)の確認を受けたいので、次のとおり申し出ます。

各石油精製業者等又は石油ガス輸入業者の商号、名称又は氏名	
各石油精製業者等又は石油ガス輸入業者の間の取引関係	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6 (第17条関係) (平13経産令229・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

## 取引関係の変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては、その代表者の氏名)  
住 所  
商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては、その代表者の氏名)  
住 所  
上記の者の代表者 商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては、その代表者の氏名)  
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第8条第2項(第11条第2項において準用する第6条第2項)の規定による確認事項を変更したので、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第17条第1項(第26条において準用する第17条第1項)の規定により届け出ます。

確認年月日	
確認通知文書の番号	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 代表者は、第16条(第26条において準用する場合を含む。)に規定する申出書に記載した代表者とすること。

様式第7 (第18条関係) (平13経産令229・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

## 確認の申出の取下げ届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては、その代表者の氏名)  
住 所  
商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては、その代表者の氏名)  
上記の者の代表者 商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては、その代表者の氏名)  
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第8条第2項(第11条第2項において準用する第6条第2項)の規定による確認を受けていないこととしたいで、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第18条第1項(第26条において準用する第18条第1項)の規定により届け出ます。

確認年月日	
確認通知文書の番号	
確認を受けている各石油精製業者等 又は各石油ガス輸入業者の商号、名 称又は氏名	
選択を受けていないこととする予定 年月日	
確認を受けていないこととする理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 代表者は、第16条(第26条において準用する場合を含む。)に規定する申出書に記載した代表者とすること。

様式第7の2 (第36条の4関係) (平24年政令61・追加、令元政令17・一部改正)

災害時石油供給連携計画届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称

氏 名 印

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

届出者 商号、名称

氏 名 印

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第13条第4項の規定により、災害時石油供給連

携計画を届け出ます。

1 本届出書の計画が対象とする地域

区分	区域

④ 第26条の2の表に掲げられる区分及び地域を記載すること。

2 経済産業省との連絡に関する事項

○法律第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合における絏済産

業省との連絡を行う担当者

特定石油精製業者等の名称等	担当責任者の役職	電話番号

④ 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

④ 特定石油精製業者等が組織する団体の担当者も絏済産業省との連絡を行う場合は、当該団体の名称、担当者の役職及び電話番号を末尾の欄に記載すること。

3 特定石油精製業者等相互の連絡に関する事項

① 共同体制構築に関する事項

○法律第33条第1項に規定する絏済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石

油精製業者等が集合する場所

名称	住所
(郵便番号 )	電話番号( )
(郵便番号 )	電話番号( )

④ 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

④ 集合する場所の施設が災害により損壊した時の予備の集合場所を想定している場合は、予備の集合する場所を二つ目の欄に記載すること。

○上記の場所に集合する各特定石油精製業者等の担当者

特定石油精製業者等の名称等	担当者の役職	電話番号

④ 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

④ 連絡調整のため特定石油精製業者等が組織する団体の担当者も上記の場所に集合することとする場合は、当該団体の名称、担当者の役職及び電話番号を末尾の欄に記載すること。

② 情報共有に関する事項

○法律第33条第1項に規定する絏済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石

油精製業者等が情報交換を行う事項

・石油の貯蔵施設の被災状況等に関して具体的に情報交換を行う事項


④ 特定石油精製業者等が情報交換を行うために共有する様式を添付すること。

④ 情報交換の手帳について記載した資料を添付すること。

(3) 経済産業省より被災地等への石油の供給要請を受けた場合における特定石油精製業者等相互の連絡に関する事項

- ・災害対策基本法（昭和26年法律第213号）に基づき、政府・地方公共団体等の公的機関がその必要性及び緊急性等について判断した上で、経済産業省を通じて、被災地等の需要家への石油の供給要請があった場合における特定石油精製業者等相互の連絡の方法

--

備　災害対策基本法に基づき、政府・地方公共団体等の公的機関がその必要性及び緊急性等について判断した上で、経済産業省を通じて、被災地等の需要家への石油の供給要請があった場合における特定石油精製業者等相互の連絡の詳細な手順について記載した資料を添付すること。

4 特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する事項

- 法律第33条第1項に規定する経済産業大臣の勅令がなされた場合において特定石油精製業者等が共同利用を行う石油の貯蔵施設

特定石油精製業者等の名称	石油の貯蔵施設の名称	住所
	(郵便番号 ) 電話番号 ( )	

備　災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

備　共同利用の手順について記載した資料を添付すること。

5 特定石油精製業者等による石油の輸送に係る協力に関する事項

- 法律第33条第1項に規定する経済産業大臣の勅令がなされた場合において特定石油精製業者等が行う石油の輸送に係る協力

--

備　石油の輸送に係る協力の手順について記載した資料を添付すること。

6 本届出書の計画が対象とする地域内の地方自治体等との情報共有

- 本届出書の計画が対象とする地域内の地方自治体等との情報共有

--

備　情報共有の状況を記載した資料を添付すること。

7 國家備蓄石油を保有する貯蔵施設及び油種別の貯蔵量に関する事項

特定石油精製業者等の名称	石油の貯蔵施設の名称	住所
	(郵便番号 ) 電話番号 ( )	
貯蔵量		
油槽 ( )		キロリットル

特定石油精製業者等の名称	石油の貯蔵施設の名称	住所
	(郵便番号 ) 電話番号 ( )	
貯蔵量		
油槽 ( )		キロリットル

8 本届出書の計画を実施するための訓練に関する事項

- ・本届出書の計画を実施するための訓練の実施時期

--

- ・本届出書の計画の実施訓練の実施内容

--

- 備考 実施訓練の詳細な内容を記載した資料を添付すること。  
 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。  
 3 必要に応じて、詳細資料を添付すること。

## 様式第7の3 (第26条の4関係) (平成24年産業令81・追加、令和元年産業令17・一部改正)

災害時石油供給連携計画変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者	商号、名称
氏 名	印
(法人にあっては、代表者の氏名)	
住 所	
届出者	商号、名称
氏 名	印
(法人にあっては、代表者の氏名)	
住 所	

石油の備蓄の確保等に関する法律第13条第4項の規定による災害時石油供給連携計画を変更したので、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第26条の4第2項の規定により届け出ます。

計画が対象とする地域の区分	
計画が対象とする地域の区域	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 変更事項の欄には、様式第7の2の各事項のうち、変更する事項を記載すること。  
 3 必要に応じて、変更事項に関する資料を添付すること。

## 様式第7の4 (第36条の8関係) (平24年令61・追加、令元年令17・一部改正)

災害時石油ガス供給連携計画届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称

氏 名 印

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

届出者 商号、名称

氏 名 印

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

法第14条第4項の規定により、別添のとおり、災害時石油ガス供給連携計画を届け出ます。

## 1. 石油ガス輸入業者

## 1 本届出書の計画が対象とする地域

区分	
地域	

④ 第26条の6の表に掲げられるいづれかの地域を記載すること。

## 2 特定石油ガス輸入業者等の相互の連絡に関する事項

## (1) 連絡体制構築に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等の連絡体制に関する事項

特定石油ガス輸入業者等の名称	担当責任者の名称 (役職)	電話番号

④ 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

④ 特定石油ガス輸入業者等が組織する団体の担当者も経済産業省との連絡を行う場合は、当該団体の名称、担当者の役職及び電話番号を末尾の欄に記載すること。

## (2) 情報共有に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が情報交換を行う事項

--

④ 特定石油ガス輸入業者等が情報交換を行うために共有する様式を添付すること。

④ 情報交換の手順について記載した資料を添付すること。

## 3 特定石油ガス輸入業者等による石油ガスの貯蔵施設の共同利用に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者が共同利用を行う石油ガスの貯蔵施設

特定石油ガス輸入業者等の名称	石油ガスの貯蔵施設の名称	住所
	(郵便番号 ) 電話番号 ( )	

④ 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

④ 共同利用の手順について記載した資料を添付すること。

## 4 特定石油ガス輸入業者等による石油ガスの輸送に係る協力に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者が行う石油ガスの輸送に係る協力

--

④ 石油ガスの輸送に係る協力の手順について記載した資料を添付すること。

## 5 特定石油ガス輸入業者等の地域の防災協定などへの参画状況

--

- 6 本届出書の計画を実施するための訓練に関する事項  
・本届出書の計画を実施するための訓練の実施時期

--

- ・本届出書の計画の実施訓練の実施内容

--

(例) 実施訓練の詳細な内容を記載した資料を添付すること。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。  
2 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。  
3 必要に応じて、詳細資料を添付すること。

II. 石油ガス販売事業者

- 1 本届出書の計画が対象とする地域

区分	地域
----	----

(例) 第26条の6の表に掲げられるいずれかの地域を記載すること。

- 2 特定石油ガス輸入業者等の相互の連絡に関する事項

(1) 連絡体制構築に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等の連絡体制に関する事項

特定石油ガス輸入業者等の名称	担当責任者の名称 (役職)	電話番号

(例) 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

(例) 特定石油ガス輸入業者等が組織する団体の担当者も経済産業省との連絡を行う場合は、当該団体の名称、担当者の役職及び電話番号を末尾の欄に記載すること。

(2) 情報共有に関する事項

- 法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が情報交換を行う事項

--

(例) 特定石油ガス輸入業者等が情報交換を行うために共有する様式を添付すること。

(例) 情報交換の手順について記載した資料を添付すること。

- 3 特定石油ガス輸入業者等による石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場の共同利用に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が共同利用を行う石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場共同利用を行う石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場

特定石油ガス輸入業者等の名称	石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場の名称	住所
		(郵便番号 ) 電話番号 ( )
		(郵便番号 ) 電話番号 ( )
		(郵便番号 ) 電話番号 ( )
		(郵便番号 ) 電話番号 ( )

(例) 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

(例) 共同利用の手順について記載した資料を添付すること。

- 4 特定石油ガス輸入業者等による石油ガスの輸送に係る協力に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が行う石油ガスの輸送に係る協力

--

(例) 石油の輸送に係る協力の手順について記載した資料を添付すること。

- 5 特定石油ガス輸入業者等の地域の防災協定などへの参画状況

6 本届出書の計画を実施するための訓練に関する事項  
・本届出書の計画を実施するための訓練の実施時期

・本届出書の計画の実施訓練の実施内容

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

3 必要に応じて、詳細資料を添付すること。

様式第7の5 (第26条の8関係) (平24経産令81・追加、令元経産令17・一部改正)  
災害時石油ガス供給連携計画変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称  
氏 名 印  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
住 所

届出者 商号、名称  
氏 名 印  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
住 所

石油の備蓄等に関する法律第14条第4項の規定による災害時石油ガス供給連携計画を変更したので、石油の備蓄等に関する法律施行規則第26条の8第2項の規定により届け出ます。

計画が対象とする地域の区分	
計画が対象とする地域の区域	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 変更事項の欄には、様式第7の4の各事項のうち、変更する事項を記載すること。

3 必要に応じて、変更事項に関する資料を添付すること。

様式第8（第27条関係）（平13経産令239・全改、平24経産令81・令元経産令1・令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

(第1面)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年    月    日
× 登録番号	

石油輸入業登録申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 商号、名称  
氏名  
(法人にあっては、その代表者の氏名)  
住所

石油の備蓄の確保等に関する法律第16条の登録を受けたいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 商号、名称					
2 氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名)					
3 主たる事務所の所在地	(郵便番号) 電話番号( ) -				
4 事業開始の予定年月日					
5 事業開始予定期年月日の属する月の石油の種類ごとの輸入予定量					
原油	揮発油	灯油 (ジェット燃料を含む)	軽油	重油	油
キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ×印の項は、記載しないこと

(第2面)

6 法人である場合においては、役員の氏名及び住所			
(ふりがな) 氏 名	役職名等	住	所
		(郵便番号 )	電話番号 ( ) -
		(郵便番号 )	電話番号 ( ) -
		(郵便番号 )	電話番号 ( ) -
		(郵便番号 )	電話番号 ( ) -
		(郵便番号 )	電話番号 ( ) -

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

1 用紙の大きさは、日本座卓規格A4とする。  
2 「役員」は、法第17条第1項第2号に該当するものについて全て記載すること

3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付すること。

(第3面)

### 7 石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地

	電話番号( )一	
--	----------	--

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 「貯蔵施設」について記載しきれないときは、この様式の例により  
作成した書面に記載して、第3面の次に添付すること。

様式第9  
(第27条関係)

様式第9 (第27条関係) (平13年令229・令改、今元年令17・令2年令92・一部改正)  
登録申請者の履歴書

氏名	(郵便番号 ) 電話番号( )一	
現住所	生年月日	年月日(満歳)
役職名等	職期間 内 容	
歴		
賞罰	年月日 賞罰の内容	
	上記のとおり相違ありません。 年月日 氏名	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 「登録申請者」とは、第27条第2項第1号に規定する登録申請者を  
いう。  
3 「職歴」には、石油輸入業に係る職歴を全て記載すること。(当該  
石油輸入業に係る登録番号もあわせて記載すること。)  
4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

様式第10（第27条、第36条関係）（平13経産令229・全改、平24経産令61・令元経産令17・令  
2経産令92・一部改正）

## 誓 約 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

商号、名称  
氏名  
(法人にあっては、その代表者の氏名)  
住所当社及び石油の備蓄の確保等に関する法律第17条第1項第2号に規定する役員  
は、石油の備蓄の確保等に関する法律第19条第1項各号に該当しない者であるこ  
とを誓約します。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 個人である場合においては、「当社及び石油の備蓄の確保等に関する  
法律第17条第1項第2号に規定する役員は」を「私は」に改めて使用す  
ること。3 第36条第2項の規定により作成する場合は、「第19条第1項各号」を  
「第19条第1項第2号から第6号まで」に改めて使用すること。様式第11（第26条関係）（平13経産令229・全改、平24経産令61・令元経産令17・  
令2経産令92・一部改正）

×監理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
登録番号	

石油輸入業変更登録申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 商号、名称  
氏名  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
住所石油の備蓄の確保等に関する法律第20条第1項の変更登録を受けたいので、下  
記のとおり申請します。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更予定年月日	
変更の理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 変更事項の欄には、法第17条第1項第4号又は第5号のうち、変更す  
る事項を記載すること。

様式第12(第29条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令81・令元経産令1・令元経産令17  
・令2経産令92・一部改正)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
登録番号	

石油輸入業変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称  
氏名  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
住所

石油の備蓄の確保等に関する法律第20条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ×印の項は、記載しないこと。

3 変更事項の欄には、法第17条第1項第1号から第3号までのうち、変更した事項を記載すること。

様式第13(第30条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令81・令元経産令1・令元経産令17  
・令2経産令92・一部改正)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

石油輸入業廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称  
氏名  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
住所

石油輸入業を廃止したので、石油の備蓄の確保等に関する法律第21条の規定により届け出ます。

登録番号	
廃止年月日	
廃止の理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第14 (第32条関係) (平13経産令229・全改、平24経産令01・令元経産令17・令2経産令92  
一部改正)  
(第1面)

## 石油精製業開始届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称  
氏名  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
住所 所在

石油精製業を次のとおり行いたいので、石油の備蓄の確保等に関する法律第26  
条第1項の規定により届け出ます。

1 主たる事務所の所在地		(郵便番号 ) 電話番号 ( ) 一	
2 製造場の所在地並びに製造場ごとの特定設備の種類及び処理能力			
製造場	名 称	所在地	(郵便番号 ) 電話番号 ( ) 一
	特定設備の種類及び処理能力		
製造場	名 称	所在地	(郵便番号 ) 電話番号 ( ) 一
	特定設備の種類及び処理能力		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 「特定設備の種類及び処理能力」の欄には、特定設備1基ごとに記載  
すること。  
 3 特定設備の処理能力は、1日の処理能力をキロリットル単位で表し、  
括弧書きでパレル換算値を併記すること。  
 4 製造場が3以上ある場合には、この様式の例により作成した書面に記  
載して、第1面の次に添付すること。

(第2面)

3 石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地	
製造場の名称	所 在 地 電話番号 ( ) 一
石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力	
製造場の名称	所 在 地 電話番号 ( ) 一
石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力	
4 事業開始予定期間	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 「貯蔵施設」について記載しきれないときは、この様式の例により作  
成した書面に記載して、第2面の次に添付すること。

様式第15(第32条関係) (平13経産令229・全改、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92  
・一部改正)

## 石油精製業変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第26条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更(予定)年月日	
変更の理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 変更事項の欄には、法第26条第1項第1号から第6号までのうち、変更する事項を記載すること。  
 3 法第26条第1項第3号から第5号までに規定する事項を変更する場合は、「変更年月日」を「変更予定年月日」とすること。  
 4 「製造場の所在地」、「特定設備の種類及び処理能力」又は「石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地」を変更する場合は、当該変更の明細を記した書面を添付すること。

様式第16(第32条関係) (平13経産令229・全改、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92  
・一部改正)

## 石油精製業廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
住 所

石油精製業を廃止したので、石油の備蓄の確保等に関する法律第26条第3項の規定により届け出ます。

廃止年月日	
廃止の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第17(第333条関係) (平13年産令229・全改、平24年産令81・令元年産令17・令2年産令92  
一部改正)

(第1面)

(特定)石油販売業開始届出書

年月日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称  
氏名  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
住所

(特定)石油販売業を次のとおり行いたいので、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項の規定により、届け出ます。

1 主たる事務所の所在地	(郵便番号 ) 電話番号( ) -
2 営業所の所在地	
名 称	所 在 地
	(郵便番号 ) 電話番号( ) -
	(郵便番号 ) 電話番号( ) -
	(郵便番号 ) 電話番号( ) -

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 「営業所」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第1面の次に添付すること。

(第2面)

3 主たる販売施設の概要
営業所の名称
貯蔵設備・計量器(可搬式も含む) (油種) (タンク総容量) (タンク基数)   計量器数

a 撥離油	K L	基	基
b 灯油	K L	基	基
c 鋼油	K L	基	基
d	K L	基	基
e	K L	基	基

営業所の名称			
貯蔵施設・計量器(可搬式も含む) (油種) (タンク総容量) (タンク基数)   計量器数			
a 撥離油	K L	基	基
b 灯油	K L	基	基
c 鋼油	K L	基	基
d	K L	基	基
e	K L	基	基

4 主たる仕入先
5 販売しようとする 石油の種類
6 事業開始予定期間

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 「主たる販売施設の概要」は営業所ごとに記載すること。  
3 「主たる販売施設の概要」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付すること。

(第3面)

7 密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名		
8 石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地		
名 称	所在地	電話番号( ) -
石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力		
名 称	所在地	電話番号( ) -
石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 「貯蔵施設」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付すること。

(第4面)

(法第27条第1項第5号の石油販売業者のみ記載)

9 営業所の給油設備の規模	
営業所の名称	
給油設備のレーン数	
給油設備に用いる自家発電機の容量	KVA
営業所の名称	
給油設備のレーン数	
給油設備に用いる自家発電機の容量	KVA

10 災害が発生した場合における営業所の状況の確認を受けるための電話番号その他の連絡先

営業所の名称	
電話番号その他の連絡先	
営業所の名称	
電話番号その他の連絡先	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 「営業所」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第4面の次に添付すること。  
 3 「電話番号その他の連絡先」欄には、電話番号、電子メールアドレス等の事項を複数記載すること。

(第5面)

(法第27条第1項第5号の石油販売業者で、指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーを有している場合のみ記載)

11 営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項	
---------------------------------------	--

営業所の名称	
タンクローリーの数	台
指定石油製品の種類	
最大容量	リットル ( リットル × 室)
設置場所	
指定石油製品の種類	
最大容量	リットル ( リットル × 室)
設置場所	
営業所の名称	
タンクローリーの数	台
指定石油製品の種類	
最大容量	リットル ( リットル × 室)
設置場所	
指定石油製品の種類	
最大容量	リットル ( リットル × 室)
設置場所	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 「営業所」、「タンクローリー」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第5面の次に添付すること。

様式第18(第33条関係)(平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92  
・一部改正)

(特定)石油販売業変更届出書

年月日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称  
氏名  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
住所

石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更(予定)年月日	
変更の理由	
設備の処分に関する事項	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 変更事項の欄には、法第27条第1項第1号から第6号までのうち、変更する事項を記載すること。  
 3 法第27条第1項第3号から第5号に規定する事項を変更する場合は、「変更年月日」を「変更予定期日」とすること。  
 4 「密接な關係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名」又は「石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地」を変更する場合は、当該変更の明細を記した書面を添付すること。  
 5 「設備の処分に関する事項」の欄は、営業所の所在地を変更する場合に限り記載すること。

様式第19(第33条関係)(平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92  
・一部改正)

(特定)石油販売業廃止届出書

年月日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称  
氏名  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
住所

(特定)石油販売業を廃止したので、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第3項において準用する第26条第3項の規定により届け出ます。

廃止年月日	
廃止の理由	
設備の処分に関する事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第20(第34条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92  
・一部改正)

## 石油ガス輸入業開始届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
住 所

石油ガス輸入業を次のとおり行いたいので、石油の備蓄の確保等に関する法律  
第28条第1項の規定により、届け出ます。

1 主たる事務所の所在地	(郵便番号 ) 電話番号 ( ) -
2 石油ガスの種類ごとの 貯蔵施設の貯蔵能力及び 所在地	
3 事業開始予定年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第21(第34条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92  
・一部改正)

## 石油ガス輸入業変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第28条第2項の規定により、次のとおり届け  
出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更(予定)年月日	
変更の理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 変更事項の欄には、法第28条第1項第1号から第5号までのうち、変  
更する事項を記載すること。  
3 法第28条第1項第3号及び第4号に規定する事項を変更する場合は、  
「変更年月日」を「変更予定年月日」とすること。

様式第22 (第34条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令01・令元経産令17、令2経産令92  
・一部改正)

## 石油ガス輸入業廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称  
氏名  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
住所 所

石油ガス輸入業を廃止したので、石油の備蓄の確保等に関する法律第28条第3項において準用する第29条第3項の規定により届け出ます。

廃止年月日	
廃止の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

石油精製業者等の製油所及び油槽所等廃止状況  
報告対象年月日 年 月 日

提出日	年	月	日

1. 出荷設備等の状況		
①電源・動力	被災状況※1	復旧見込※2
電源(自家発電)		備考
電源(系統)		
動力(ボンブ等)		
②受入設備	被災状況	復旧見込
海上受入		備考
貨物受入		
タンクローリー受入		

③油槽別アンケート・出荷設備					
貯蔵施設	ダントンローリー	ドラム缶出荷	海上出荷	貨車出荷	備考
被災状況(復旧見込)被災状況(復旧見込)被災状況(復旧見込)被災状況(復旧見込)	被災状況(復旧見込)被災状況(復旧見込)被災状況(復旧見込)被災状況(復旧見込)	被災状況(復旧見込)被災状況(復旧見込)被災状況(復旧見込)被災状況(復旧見込)	被災状況(復旧見込)被災状況(復旧見込)被災状況(復旧見込)被災状況(復旧見込)	被災状況(復旧見込)被災状況(復旧見込)被災状況(復旧見込)被災状況(復旧見込)	
原油 ガソリン 自動車用油 ガソリン ガソリン					
軽油 ジメット燃料 A. 液化石油 B. 液化 低硫黄 A 重油					
高硫黄 A 重油					
2. 生産設備被災状況					
常圧蒸留装置 被災状況※1 復旧見込※2	備考：(被災した装置(二次装置含め)の状況、復旧見込及び製品生産への具体的影響を記載する)				

※1：「被災」欄：0→被災なし(通常稼動)、1→一部被災(一部施設利用不可)、2→全焼等完全利用不可、3→停電(停電無し)、4→安全装置等、5→火災(災害中)、6→常圧蒸留装置は異常無く二次装置以降が被災の為稼働停止(2. 生産装置被災状況のみで使用)

※2：「復旧見込」欄：被災再開見込日を記載すること。復旧見込が立たないものは「[99]」と記載すること。  
一部復旧や制限のある復旧の場合は備考欄にその旨を記載すること。

様式第22の3(第34条の3関係)・第1表 (平24年令81・追加、令元年令1・一部改正)  
石油精製業者等の製油所及び油槽所等石油在庫量等(実績)

企業名	
作成者の職名及び氏名	
電話番号	
報告対象年月日	年    月    日

## ①処理・生産量

〈单位：kN〉

## ② 輸入量

(单位: kJ)

### ③輸出量

(单位: kJ)

④在唐量

(单位: kJ)

様式第 22 の 3 (第34条の 3 関係) • 第 2 表 (平24経産令81・追加、令元経産令 1・一部改正)  
石油精製業者等の製油所及び油槽所等石油在庫量等 (目入)

企業名	
作成者の職名及び氏名	
電話番号	
報告対象年月日	年 月 日

### ① 饥理量

14

1

—

様式第 22 の 4 (第34条の3関係)・第1表 (平24経産令61・追加、令元経産令1・一部改正)  
 石油精製業者等の製油所及び油槽所等石油出荷量(タンクローリー)

企業名	
事業所名	
作成者の職名	
作成者の氏名	
電話番号	

報告対象年月日	年   月   日
提出日	年   月   日

様式第 22 の 4 (第34条の3関係)・第2表 (平24紙底令61・追加、令元紙底令1・一部改正)  
石油精製業者等の製油所及び油槽所等石油出荷量 (ドラム缶等)

企業名		報告対象年月日	年 月 日
事業所名		提出日	年 月 日
作成者の職名			
作成者の氏名			
電話番号			

## ① ドラム缶

(单位 : kJ)

## ②バルクコンテナ等

(单位 : kJ)

様式第22の4（第34条の3関係）・第3表（平24継産令81・追加、令元継産令1・一部改正）  
石油精製業者等の製油所及び油槽所等石油出荷量（貨車出荷量）

企業名		報告対象年月日	年 月 日
事業所名		提出日	年 月 日
作成者の職名			
作成者の氏名			
書類番号			

石油精製業者等の製油所及び油槽所等石油出荷量（貨車出荷量）

企業名		報告対象年月日	年 月 日
事業所名		提出日	年 月 日
作成者の職名			
作成者の氏名			
電話番号			

① 実績

◎計画

3 日後	貢車								
3 日後	その他								

項目	貢献	後援	その他
○	△	△	△

1

様式第22の4(第34条の3関係)・第5表(平24経産令61・追加、令元経産令1・一部改正)  
石油精製業者等の製油所及び油槽所等石油出荷量(船舶)

企業名		報告対象年月日	年 月 日
作成者の職名		提出日	年 月 日
作成者の氏名			
電話番号			

## ①転送

②販売（需要家向け海上出荷実績）

様式第22の5（第34条の3関係）第1表（平24年令81・追加）

		年	月	日	時
営業所名	所在地	(計算器、 防火栓、土建、自走発電機等)	給油の可否 (可の場合のみ) 営業時間	備考	
			(　：～　：　)		
企業名	作成者の職名及び氏名				
T E L					
報告実験年月日					

様式第22の6（第34条の3関係）

様式第22の5（第34条の3関係）第2表（平24年版令81・追加）

地域	地域の営業所の被審査状況	地域の営業所数	給付可能営業所数	備考	年 月 日 時
団体名	作成者の職名及び氏名	TEL			
報告対象年月日					

株式会社 第22の6 (第34条の3関係) (平24年産令61・追加)  
石油高収益の増益計画を実現する

営業所名	所在地	油種ごとの在庫量	年 月 日 時 間	備考
		(生産量)		
		—油、脂—		
		a 高級潤滑油	KL	
		b 平級潤滑油	KL	
		c 柴油	KL	
		d 航油	KL	
		e 重油	KL	
		f —	KL	
		(在庫量)		
		—油、脂—		
		a 高級潤滑油	KL	
		b 平級潤滑油	KL	
		c 柴油	KL	
		d 航油	KL	
		e 重油	KL	
		f —	KL	
作成者の職名及び氏名				
T EL				
報告対象年月日				

様式第22の7 (第34条の3関係) (平24年令81・追加)

販売所名	所在地		油種ごとの入出荷量	備考
企業名		(油 種)	(入荷量)	(出荷量)
T E L	福岡市中央区天神	a 喬木油	KL	KL
		b 飯塚油	KL	KL
		c K.T.油	KL	KL
		d 稲油	KL	KL
		e 重油	KL	KL
		f	KL	KL
		(油 種)	(入荷量)	(出荷量)
		a 喬木油	KL	KL
		b 飯塚油	KL	KL
		c K.T.油	KL	KL
		d 稲油	KL	KL
		e 重油	KL	KL
		f	KL	KL

様式第22の8（第34条の3関係）（平24経産令81・追加、令元経産令1・一部改正）  
常業販の配達・在庫等状況（石油精製業者専向付）

企業名	
事業所名	
作成者の職名	
作成者の氏名	
電話番号	

報告対象年月日	年   月   日
提出日	年   月   日

(单位: kJ)

(注) 1 特約店名については、3者店の場合のみ記載。

2 在庫数量については、必要に応じて記載。

様式第22の9 (第34条の3類似) (平成26年・追加) 石油ガス輸入基地等被災状況					
		被災日		備考	
会社名又は団体名		被災※1	復旧見込 <th>被災※1</th> <td>復旧見込 </td>	被災※1	復旧見込
事業所名		※2	<th>※2</th> <td> </td>	※2	
提出者所属部署					
提出担当者名					
提出担当者電話番号					
1. 船・基地設備被災状況					
①電源・動力※3	被災※1 復旧見込	※2	備考		
電源(自家発)					
電源(系統)					
動力(ボンベ等)					
②受入設備	被災※1 復旧見込	※2	備考		
海上受入					
ロード受入					

被災した建屋等及び人員の被災状況を復旧見込、日付への具体的影響を入力してください

建屋等・人員	備考	
建屋等	設備名	備考
人員	担当	
※1 : 「被災」欄...0→被災なし(通常運転), 1→一部被災(一部施設利用不可), 2→全施設完全利用不可, 3→停電(物損無し), 4→安否不明中, 5→火災(全焼中), 6→不明(確認中), 7→保有しない設備・装置		
※2 : 「復旧見込」欄...被災復旧日を入力してください。復旧の見込み立たないものは「99」を入力してください。		
※3 : 1. の割合表は輸入基地の状況を把握するものであるが、二次基地であっても電源及び動力は基幹機器のものではなく、輸入基地における被災設備についてのものになります。		
注)石油ガス輸入業者が組織する団体が当該報告をする場合は、石油ガス輸入業者すべての被災状況並びに復旧状況(1次基地、本社等)をまとめて資料を添付すること。		

会社名 充満瓶等名		石油ガス容器に石油ガスを充填する事業機関等被災状況					
提出者所属部署 提出担当者名 提出担当者電話番号							
①充満瓶・部品搬入搬出実績		被災実1 複田地区 被災実1 複田地区 被災実2 複田地区 被災実2 複田地区					
②電源・動力※3		被災※1 復旧目込	備考				
電源(自家発)							
電源(系統)							
光端機等							
③受入設備		被災※1 復旧目込	備考				
ロード受入							
ターン		ロード出荷	ボンベ出荷	備考			
④油槽別タンク・出荷設備							



株式会社の13(第34条の4関係) (平24年議第261・追加、令元議第111・一部改正)

THE JOURNAL OF CLIMATE

企 業 名	及 所 屬 之 民 號 名	印 記
報 告 對 象 年 月 日	年 月 日	

様式第22の14(第34条の4関係)・第1表(平成24年版)・追記、令和元年版(令1・訂正)

様式第22の14（第34条の4関係）・第2表（平成24年版令和1・追加、令和元年版令1・一部改正）

( 年 月 日から 年 月 日まで) 石油輸入実績(石油製品輸入実績)(株式会社名様)

(輸入量単位 燃料油:kl、石油ガス:t)

様式第22の14(第34条の3関係)・第3表(平24総令81・追加、令元総令1・一部改正)

( 年 月 日から 年 月 日まで)

(輸入量単位 燃料油: kl、石油ガス: t)

株式第22の15（第34条の4関係）・第1表（平成24年基準令・追加、令和元年基準令1・一部改正）

( 年 月 日から 年 月 日まで)

〔三〕

輸 年	出 月	日	運出地(港名・埠頭所)	原 油	名	船	出 量	船	出 先
企 業 名	及 成 者 の 氏 職 名	傳 告 對 象 年 月 日	年 月 日	TEB					

石油輸出実績（石油製品輸出実績（保税輸出品を除く））

卷之三

卷之三

様式第22の16（第34条の4関係）

機械第22の15(第34条の3関係)：第3表(平均税率1・通常、零税率1・一部地区)  
五種輸出審議(五種品輸出審議(保稅輸出品に限る))

( 年 月 日から 年 月 日まで)

株式会社の 16 (第34条の4関係) (平成6年1月1日改正)  
製油所原油処理・生産・受入・派出量  
( 年 月 日から 年 月 日まで)

六三  
見豕白眉

様式第22の18（第34条の4関係）

様式第22の18（第34条の4関係）（平24年基令1・追加、令元基令1・一部改正）

様式第22の19（第34条の4関係）（平24経産令81・追加、令元経産令1・一部改正）

石油需給予定量 (月分)

## 2. 石油製品(単位 燃料油:千kl、% ;石油ガス:千

### 3. 半製品在庫(単位:千k)

	粗ガソリン	粗 灯油	粗 酚 油	粗 重 油	半製 品
月初在庫					
月末在庫					
増 減					

注) 前年同期実績

前年同期実績

4. 硫黃分別月末在庫(單位:千kg)

	B·C重音	相重音
上年度	\$0.38	\$0.38 <
今年度		
5. B·C重油販売内訳(単位:千円)		

#### 6. 特記事項(定修等)

B	C	重合	非重合
≤0.3%	0.3%~5%	≤0.3%	0.3%~5%
重合			
非重合			
差			

3.C重合観察内訳(単位:千kl)

50	50
----	----

注：前年同期实绩  
前年同期比今年度

## 様式第22の20（第34条の4関係）

株式第22の20 (第34条の4関係) <平24経産令61・追加、令元経産令1・一部改正>

(注) 1. 輸入については、現時点におけるターム契約及びスポット契約毎の実績、予定を記入すること。  
2. 石油精製等については、メーカー間の譲買、卸からの譲入等も含む。

新編 日本書紀傳

様式第23(第35条関係) (平13経産令229・追加、平19経産令76・平24経産令81・令元経産令17  
・令2経産令82・一部改正)

石油(石油ガス)備蓄状況等届出書

年月日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称  
氏名  
(法人にあっては、その代表者の氏名)  
住所

石油の備蓄の確保等に関する法律第36条の規定により、石油(石油ガス)の備蓄の状況を別紙のとおり届け出ます。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 別紙は石油精製業者等(特定石油精製業者等を除く。)にあっては第1表及び第2表の様式、石油精製業者等(特定石油精製業者等に限る)にあっては第1表、第2表及び第5表の様式、石油ガス輸入業者にあっては第3表及び第4表の様式によること。

第1表

年月石油備蓄状況

測定日: 年月15日 単位: キロリットル

	指定石油製品合計	揮発油	灯油(ジエタノール燃料油を含む。)	軽油	重油	原油
自己所有石油貯油量						
原油の指定石油製品への換算						
石油保有量						
平均石油保有量						
その他						

測定日: 年月月末日 単位: キロリットル

	指定石油製品合計	揮発油	灯油(ジエタノール燃料油を含む。)	軽油	重油	原油
自己所有石油貯油量						
原油の指定石油製品への換算						
石油保有量						
平均石油保有量						
その他						

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「自己所有石油貯油量」欄には、石油備蓄契約(外国の政府若しくは関係機関又は外國の法人その他の外國の団体に対して石油を購入する権利を有する契約をいい、当該外國の政府と日本国政府との間に、当該外國の緊急時ににおいて該外國への当該契約に係る石油の移転に対して阻害措置がないという合意がなされているものに限る。以下同じ)の対象として保有する石油がある場合にはその量を引いた数量を記載すること。

3 「指定石油製品合計」欄に、指定石油製品について基準備蓄量が存在するときのみ下記①~④の合計を記入すること。  
①揮発油の保有量から当該月に保有すべく追揮発油の量を引いた数量  
②灯油の保有量から当該月に保有すべく追灯油の量を引いた数量  
③軽油の保有量から当該月に保有すべく追軽油の量を引いた数量  
④重油の保有量から当該月に保有すべく追重油の量を引いた数量

4 「その他」の欄には、衛星航法装置により算入した石油がある場合にはその数量、石油備蓄契約の対象として保有する石油がある場合にはその数量、基準備蓄量の割合時に保有条件を付した場合にはその保有条件への適否又は指定石油製品の輸入に係る備蓄を原油で保有した場合にはその保有条件への適否をそれぞれ記載すること。

第2表

年 月 月末日の自己所有石油貯油量の内訳等

単位：キロリットル

(1) 自己所有石油の備蓄施設別 内訳	灯油 揮発油 ト然料油 を含む。)	軽油	重油	原油
自己施設				
他者施設				
入港中船舶（内航）				
輸送中船舶（内航）				
その他				
合計（自己所有石油貯油量）				

  

(2) 自己所有石油の備蓄施設の名称、所在地、施設番号及び連絡先				
施設保有者 名	施設名	所 在 地	施設番号	連絡先

  

(3) 衛星航法装置により算入した石油						
船 名	船籍	數 量 (換尺)	カウン ト時 期	位 置	入港 場 所	入港 時 期

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

2 衛星航法装置により算入する場合は、当該船舶が本邦内に位置するこ  
とを確認した時点から入港するまでの位置、年月日及び時刻を衛星航法  
装置により連続して記録したものに、船長が署名又は記名したものを、  
法第29条に規定する帳簿とともに保存すること。

第3表

年 月 月末日石油ガス備蓄状況

単位：トン

	プロパン	ブタン	計
石油ガス保有量			
平均石油ガス保有量			
その他			

測定日： 年 月 15日

単位：トン

	プロパン	ブタン	計
石油ガス保有量			
平均石油ガス保有量			
その他			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

2 「石油ガス保有量」の欄には、石油備蓄契約（外國の政府若しくは開  
係機関又は外國の法人その他の外國の団体に対して石油ガスを購入する  
権利を有する契約をいい、当該外國の政府と日本国政府との間に、当該  
外國の緊急時において当該外國への当該契約に係る石油ガスの移転に對  
して阻害措置をとらないという合意がなされているものに限る。以下同  
じ。）の対象として保有する石油ガスがある場合にはその量を引いた数  
量を記載すること。

3 「その他」の欄には、衛星航法装置により算入した石油ガスがある場  
合にはその数量、石油備蓄契約の対象として保有する石油ガスがある場  
合にはその数量をそれぞれ記載すること。

4版

年 月末日の自己所有石油ガス貯油量の内訳等

無題：トシ

(2) 自己所有石油ガスの備蓄施設の名称、所在地、施設番号及び連絡先					
施設保有者名	施設名	所在地	施設番号	連絡先	備考

(3) 衛星航法装置により算入した石油ガス						
船名	船籍	数量 (検尺)	カウント時期	位置	入港場所	入港時期

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 衛星航法装置により算入する場合は、当該船舶が本邦内に位置することを確認した時点から入港するまでの位置、年月日及び時刻を衛星航法装置により連続して記録したものに、船長が署名又は記名したものを、法第29条に規定する帳簿とともに保存すること。

第5表

1. 年 月末日の各事業所の自己所有石油貯蔵量の内訳等

単位：キロリットル

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

貯蔵量の欄には届出者が所有するガソリン、ジェット燃料油、灯油、A重油、粗ガソリン、粗灯油、粗軽油及び粗重油を保管する全ての事業所について記載することとする。

3 製品の定義は経済産業省生産動態統計調査又は石油製品需給動態統計調査に準ずるものとする。

第5表

2. 年 月末日の各事業所の自己所有石油貯蔵能力

## (1) 貯蔵能力(油槽所)

運営会社名	事業所名	所在地	ガソリン			ジェット燃料			灯油			軽油			A重油			
			タンク容 量(kL)	基數	休	貯蔵能 力(kL)	タンク容 量(kL)	基數	休	貯蔵能 力(kL)	タンク容 量(kL)	基數	休	貯蔵能 力(kL)	タンク容 量(kL)	基數	休	貯蔵能 力(kL)
						0												
		計																
		計																
		計																
		計																
		計																

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

2 「タンク容量」の欄には消防許可容量を記載すること。

3 「基數」の欄には休止中のものも含めた事業所で保有する全てのタンクの基数を記載すること。

4 「休」の欄には休止中のタンク数を記載すること。

5 「貯蔵能力」の欄には「タンク容量」に対して、「基數」から「休」を控除した値を乗じた数値を記載すること。

第5表

2. 年 月末日の各事業所の自己所有石油貯蔵量の内訳等

## (2) 貯蔵能力(製油所)

運営会社名	事業所名	所在地	ガソリン			ジェット			灯油			軽油			A重油			
			タンク容 量(kL)	基數	休	貯蔵能 力(kL)	タンク容 量(kL)	基數	休	貯蔵能 力(kL)	タンク容 量(kL)	基數	休	貯蔵能 力(kL)	タンク容 量(kL)	基數	休	貯蔵能 力(kL)
						0												
		計																
		計																
		計																
		計																
		計																
		計																
		計																
		計																

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

2 「タンク容量」の欄には消防許可容量を記載すること。

3 「基數」の欄には休止中のものも含めた事業所で保有する全てのタンクの基数を記載すること。

4 「休」の欄には休止中のタンク数を記載すること。

5 「貯蔵能力」の欄には「タンク容量」に対して、「基數」から「休」を控除した値を乗じた数値を記載すること。

第5表

3. 年 月末日の各事業所の所属タンクローリー数

**備考** 1 展示の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「白物用」の欄にはガソリン、灯油、軽油輸送用、「黒物用」の欄にはA重油輸送用、「ジェット燃料油用」の欄にはジェット燃料油輸送用の所属タンクヨーリーの台数について記載すること。

第5表

#### 4. タンクローリー出荷設備能力

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 各欄には前年度3月末時点におけるレンジ数を記載すること。

第5表

## 5. 各事業所の棧橋能力

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。  
2 各欄には前年度 3月末時点における能力を記載すること。  
3 事業所に栈橋が 5か所以上ある場合は、2 行以上を用いて記載すること。  
4 「港湾水深」欄については、栈橋ごとに水深が異なる場合はそれぞれ記入してください。(例…①25m、②40m)  
5 「受出」欄には、受入専用であれば「受」、出荷専用であれば「出」、受け出し可能であれば「受出」の別で記載すること。  
6 「出荷可能油種」欄には、可能な油種を以下の略号にしたがって記載すること。  
ガソリン、灯油、軽油、A、重油・C 重油：黒、ジェット燃料油：ジ  
(記入例) ガソリン、灯油、軽油、ジェットのいずれも出荷可能な栈橋→白ジ  
ガソリン、灯油、軽油、ジェット、A 重油のいずれも出荷可能な栈橋→白黒ジ

第5表

#### 6. 各事業所のタンク車入出荷能力及びドラム缶出荷能力

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。  
2 各欄には前年度 3月末時点における能力を記載すること。  
3 「片側／両側」欄には片側の場合であれば「片」、両側の場合であれば「両」と記載すること。

様式第24(第36条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令81・令元経産令1・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

×整理番号	
×受理年月日	年月日

石油輸入業者承継届出書

年月日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称

氏名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住所

石油の備蓄の確保等に関する法律第37条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継年月日	
承継人の登録年月日及び登録番号	
被承継人の登録年月日及び登録番号	
被承継人の商号、名称又は姓名及び住所	
承継の原因	
被承継人に係る基準備蓄量	
承継前の承継人の基準備蓄量	
承継後の承継人の基準備蓄量	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ×印の項は、記載しないこと。

3 「承継人の登録年月日及び登録番号」及び「承継前の承継人の基準備蓄量」の欄は、第37条第1項に規定する者に限り記載すること。

様式第25(第36条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

石油輸入業者事業譲渡証明書

年月日

経済産業大臣 殿

譲り渡した者 商号、名称

氏名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住所

譲り受けた者 商号、名称

氏名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住所

次のとおり、石油輸入業者の事業の全部の譲り渡しがありましたことを証明します。

譲り渡した者の登録年月日及び登録番号	
譲渡しの年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第26(第36条関係) (平13年政令229・追加、令元政令17・令2年政令92・一部改正)

石油輸入業者選定同意証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名

住 所

次のとおり、石油輸入業者を承継すべき相続人を選定することに同意したことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の登録年月日及び登録番号	
石油輸入業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 証明者は、石油輸入業者の地位を承継する者をして選定された者以外の相続人全員とする。

様式第27(第36条関係) (平13年政令229・追加、令元政令17・令2年政令92・一部改正)

石油輸入業者相続証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名

住 所

次のとおり石油輸入業者について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の登録年月日及び登録番号	
石油輸入業者の地位を承継した者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 証明者は、2人以上とすること。

様式第28（第36条関係）（平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

## 石油輸入業承継証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

被承継者 商号、名称

氏 名

（法人にあっては、代表者の氏名）

住 所

承継者 商号、名称

氏 名

（法人にあっては、代表者の氏名）

住 所

次のとおり分割によって石油輸入業者の事業の全部の承継がありましたことを  
証明します。

被承継者の登録年月日及び登録番号	
承継の年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第29（第39条関係）（平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92  
・一部改正）

## 石油精製業承継届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称

氏 名

（法人にあっては、代表者の氏名）

住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第38条第2項の規定により、次のとおり届け  
出ます。

承継年月日	
被承継人の商号、名称又は氏名及び住所	
承継の原因	
被承継人に係る基準備蓄量	
承継前の承継人の基準備蓄量	
承継後の承継人の基準備蓄量	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「承継前の承継人の基準備蓄量」の欄は、第40条第1項に規定する者  
に限り記載すること。

様式第30（第39条関係）（平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

石油精製業者事業譲渡証明書

年　月　日

経済産業大臣 殿

譲り渡した者 商号、名称

氏　名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住　所

譲り受けた者 商号、名称

氏　名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住　所

次のとおり、石油精製業者の事業の全部の譲り渡しがありましたことを証明します。

譲り渡した者の届出年月日	
譲渡しの年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第31（第39条関係）（平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

石油精製業者選定同意証明書

年　月　日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名

住　所

次のとおり、石油精製業者を承継すべき相続人を選定することに同意したこと証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
石油精製業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 証明者は、石油精製業者の地位を承継する者をして選定された者以外の相続人全員とする。

様式第32(第39条関係) (平13年産令229・追加、令元産令17・令2年産令92・一部改正)

石油精製業者相続証明書

年月日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名

住所

次のとおり石油精製業者について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
石油精製業者の地位を承継した者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 証明者は、2人以上とすること。

様式第33(第39条関係) (平13年産令229・追加、令元産令17・令2年産令92・一部改正)

石油精製業承継証明書

年月日

経済産業大臣 殿

被承継者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

承継者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

次のとおり分割によって石油精製業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

被承継者の届出年月日	
承継の年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第34(第41条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令01・令元経産令17・令2経産令02  
・一部改正)

## 特定石油販売業承継届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第36条第4項において準用する同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継年月日	
被承継人の商号、名称又は氏名及び住所	
承継の原因	
被承継人に係る基準備蓄量	
承継前の承継人の基準備蓄量	
承継後の承継人の基準備蓄量	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「承継前の承継人の基準備蓄量」の欄は、第41条第1項において準用する第40条第1項に規定する者に限り記載すること。

様式第35(第41条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令02・一部改正)

特定石油販売業者事業譲渡証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

譲り渡した者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

譲り受けた者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

次のとおり、特定石油販売業者の事業の全部の譲り渡しがありましたことを証明します。

譲り渡した者の届出年月日	
譲渡しの年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第36(第41条関係) (平13年政令229・追加、令元政令17・令2年政令92・一部改正)

特定石油販売業者選定同意証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名

住 所

次のとおり、特定石油販売業を承継すべき相続人を選定することに同意したことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
特定石油販売業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 証明者は、特定石油販売業者の地位を承継する者をして選定された者以外の相続人全員とする。

様式第37(第41条関係) (平13年政令229・追加、令元政令17・令2年政令92・一部改正)

特定石油販売業者相続証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名

住 所

次のとおり特定石油販売業者について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
特定石油販売業者の地位を承継した者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 証明者は、2人以上とすること。

様式第38(第41条関係) (平13年産令229・追加、令元延産令17・令2年産令92・一部改正)

特定石油販売業承継証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

被承継者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

承継者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

次のとおり分割によって特定石油販売業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

被承継者の届出年月日	
承継の年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第39(第41条関係) (平13年産令229・追加、平24年産令61・令元延産令17・令2年産令92  
・一部改正)

石油ガス輸入業承継届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第38条第5項において準用する同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継年月日	
被承継人の商号、名称又は氏名及び住所	
承継の原因	
被承継人に係る基準備蓄量	
承継前の承継人の基準備蓄量	
承継後の承継人の基準備蓄量	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「承継前の承継人の基準備蓄量」の欄は、第42条第2項において準用する第40条第1項に規定する者に限り記載すること。

様式第40（第41条関係）（平13年政令229・追加、令元政令17・令2年政令92・一部改正）

石油ガス輸入業者事業譲渡証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

譲り渡した者 商号、名称

氏 名

（法人にあっては、代表者の氏名）

住 所

譲り受けた者 商号、名称

氏 名

（法人にあっては、代表者の氏名）

住 所

次のとおり、石油ガス輸入業者の事業の全部の譲り渡しがありましたことを証明します。

譲り渡した者の届出年月日	
譲渡しの年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第41（第41条関係）（平13年政令229・追加、令元政令17・令2年政令92・一部改正）

石油ガス輸入業者選定同意証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名

住 所

次のとおり、石油ガス輸入業者を承継すべき相続人を選定することに同意したことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
石油ガス輸入業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 証明者は、石油ガス輸入業者の地位を承継する者をして選定された者以外の相続人全員とする。

様式第42(第41条関係) (平13年産令229・追加、令元産令17・令2年産令92・一部改正)

石油ガス輸入業者相続証明書

年月日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名

住所

次のとおり石油ガス輸入業者について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
石油ガス輸入業者の地位を承継した者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 証明者は、2人以上とすること。

様式第43(第41条関係) (平13年産令229・追加、令元産令17・令2年産令92・一部改正)

石油ガス輸入業承継証明書

年月日

経済産業大臣 殿

被承継者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

承継者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

次のとおり分割によって石油ガス輸入業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

被承継者の届出年月日	
承継の年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第44(第44条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令81・令元経産令17・一部改正)

## 表 面

第 一 号	
石油の備蓄の確保等に関する法律第40条第3項の規定による立入検査証	
<b>署</b>    <b>真</b>	<b>職名及び氏名</b> 年 月 日 生 年 月 日 発行
<b>押印スタンプ</b>	<b>経済産業大臣</b>
	<b>印</b>

裏面

石油の傍収の確保等に関する法律抜粋

第40条（略）

- 2 経営事業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、石油業者の事務所、工場その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査せることができる。
- 3 前項の規定により立ち入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、監視者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立ち入検査の権限は、犯罪検査のためにみとめられたものと解釈してはならない。

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一四一（略）

五 第40条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とする。

(注)

1. 輸入については、現地点におけるターミナル施設及びスポット契約毎の実績、予定を記入すること。
2. 石油精製会社は、メーター間の譲り受けからの輸入等も含む。
3. 月末在庫には、製油所在庫、輸入基地在庫及び二次基地在庫の合計を記入すること。
4. 自社保有量とは、石油の貯蔵、輸送等に関する法律における石油ガス保管量の届出に伴う該当量（輸入基地及び一部二次基地分）を記入すること。
5. 備考欄は、輸入予定期から基準開港量を算出し、基準開港量に対する佔有量から求めること（概算町）。

企 業 名 及 び 氏 名	〔作成者の職名 及 び 氏 名〕
報告対象年月日	平成 年 月 日